

聴覚障害者 災害対策マニュアル

～ 災害対策本部の活動と訓練 ～

独立行政法人 福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）助成事業



2007年3月

特定非営利活動法人 CS障害者放送統一機構

目次

はじめに	1
第1章 災害時の聴覚障害者対策本部の設置	6
< 1 > 聴覚障害者災害対策本部の組織	
< 2 > 設置の手続き	
< 3 > 聴覚障害者災害対策本部の役割	
< 4 > 現地対策本部の構成員	
< 5 > 現地対策本部と関係機関との関係	
第2章 対策本部の活動（現地対策本部と全国本部）	14
< 1 > 現地対策本部の主たる機能	
< 2 > 全国本部の主たる機能	
第3章 聴覚障害者の災害訓練	34
< 1 > 訓練の重要性	
< 2 > 訓練計画立案のポイント	
< 3 > 訓練の内容と進め方	
資料編 聴覚障害者団体の取り組み	46
災害体験事例	
参考資料	



「聞こえない」「聞こえにくい」ということは、外見だけではわかりにくい障害です。

聴覚障害者には、ろうあ者、難聴者、中途失聴者など、さまざまな方がいます。重複の障害がある方もいます。加齢による難聴の方も増えつつあります。

聴覚障害者は、手話で話す人、筆談や文字でやりとりする人、ゆっくり話す人など、人によってコミュニケーションの方法がちがいます。

そのことが周りの人にわかってもらえないために、日常生活においても自分の言いたいことが伝わらなかったり、緊急の情報からとり残されるなど、情報とコミュニケーションのさまざまなバリアがあります。

- ・後ろから車のクラクションや自転車のベルで合図されてもわかりません。
- ・玄関のチャイムや電話のベルが鳴ってもわかりません。
- ・電話でのやりとりができません。
- ・字幕が付いていないとテレビを楽しむことができません。
- ・後ろから声をかけられたときに、「知らん顔している」と誤解されることもあります。



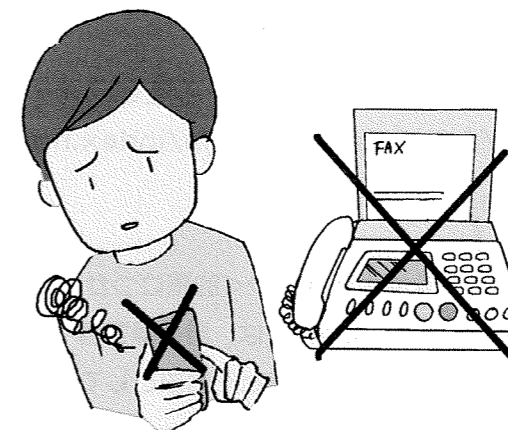
災害時には、危険を知ったり、行動を判断するための情報が入りにくく、生命が危険にさらされることすらあります。

- ・消防車のサイレン、広報車のスピーカーや防災行政無線などの声が聞こえません。災害時の緊急のテレビ番組にはほとんど字幕が付いていません。
- ・ラジオによる情報収集ができません。
- ・夜間に停電になると周りの人と手話や文字で話すことができません。
- ・停電のときにはFAXもパソコンも使えません。
- ・災害の直後は携帯電話メールもつながりにくくなります。
- ・倒壊した家屋の下敷きになっても、声を出して助けを呼ぶこともできません。
- ・避難先で手話通訳や要約筆記がないと、弁当や毛布の支給のお知らせがわかりません。
- ・避難先には字幕機能の付いたテレビがなく、テレビからの情報がわかりません。



一方で、情報がすみやかに確実に伝われば、周りの健聴者と一緒に、援助が必要な人を手助けすることができます。

このように、聴覚障害者にとって必要な情報保障を中心とした災害対策を強めることは、地域の防災対策にとって重要な課題です。



1995年の阪神淡路大震災、1999年の東海村JCO臨界事故、2004年の新潟県中越地震や相次ぐ台風・集中豪雨被害、2005年の福岡県西方沖地震、宮城県沖地震など、この間のさまざまな災害や重大事故に際して、被災地をはじめとした聴覚障害者関係団体（注：5ページをごらんください）が災害時の聴覚障害者の安全確保と避難、情報保障などに全力を挙げ、たくさんのことを経験してきました。

それらを通じて、緊急災害情報の確実な伝達や避難先でのコミュニケーションなど、聴覚障害者が災害を知り、自らの行動を決めるための前提となる情報保障の問題などが、依然として大きな課題となっていることが浮き彫りになっています。

この間、国や地方自治体では、障害者や高齢者などへの対策が強化されつつあります。内閣府からは、災害時要援護者対策のあらたなガイドラインが示され、各都道府県・市町村で

国・自治体などの対策

障害者などの災害対策——国が新しい方針を提起

2004年の集中豪雨や台風災害をふまえ、国は障害者や高齢者などの災害時要援護者(*)の対策を検討し、2005年3月に災害情報の伝達や避難支援などのガイドラインを発表。2006年3月には避難支援ガイドラインが改訂されました。

2006年6月の中央防災会議で決定された国の「平成19年度防災対策の重点（指針）」において、政府全体で取り組むべき課題として「災害時要援護者への支援」「迅速・的確な防災情報の提供」が明記され、各省庁での取り組みが強められています。

さらに、2006年7月から内閣府で「福祉と防災との連携」を主なテーマにした検討会がもたれ、避難所での支援のあり方をはじめ、行政と障害者団体や社会福祉協議会、ボランティア、NPO、医療機関、福祉サービス提供者、自主防災組織など、さまざまな関係団体間での連携のあり方が議論されています。

これらの新しい方針に沿った市町村の具体化もはじまっています。各市町村での取り組みが当事者の実情と要望にそった効果的なものとなるよう、障害者団体からの積極的な働きかけと議論への参加が大切になっています。

国の新しいガイドラインは、内閣府のホームページをごらんください。

<http://www.bousai.go.jp/index.html>

(*)災害時要援護者とは？

災害が起こったときに、必要な情報をすばやく的確につかんだり、安全な場所に避難するために支援が必要な人々のことです。具体的には、身体障害者（1・2級）や知的障害者（療育手帳Aなど）、重度の介護が必要な高齢者などを対象としている場合が多いようです。

のマニュアルづくりや地域防災計画の拡充が始まっています。これらの新たな対策が、聴覚障害者の実情と要望にかみ合った実効あるものになるよう、討議過程や訓練に聴覚障害当事者や関係者が積極的に参画していくことが決定的に重要です。



「目で聴くテレビ」2005年12月7日の訓練生中継より

特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構は、阪神淡路大震災の教訓をふまえ、1998年に全日本ろうあ連盟や全日本難聴者・中途失聴者団体連合会などが中心となってつくられて以来、手話と字幕の番組「目で聴くテレビ」の制作・配信とともに、災害時の特別番組の緊急配信、聴覚障害者の災害時情報保障問題などに取り組んできました。

特に、2003年度から2005年度の3年間は、独立行政法人福祉医療機構の助成事業として、内閣府、総務省、厚生労働省、消防庁、NHK、日本民間放送連盟、聴覚障害者関係団体のご参加を得て、聴覚障害者の災害情報保障に関する調査・研究と訓練を行ってきました。

こうした実績や聴覚障害者関係団体の取り組みをふまえ、今年度も引き続き独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、聴覚障害者関係団体の代表等によって構成する「聴覚障害者災害対策マニュアル制作委員会」を組織し、災害時の聴覚障害者関係団体の対策本部の組織と活動、訓練のあり方に関するマニュアルを作成しました。

災害や事故は、常に事前の想定や予測を超えて起こりうるものであり、「一定のマニュアルがあれば大丈夫」ということにはなりません。このマニュアルを一つの問題提起として受け止めていただき、各地域、団体においてより実践的な災害対策マニュアルの作成と訓練・研修、また対応する自治体・関係機関への要望などの参考にいただければ幸いです。また、このマニュアルに対するご意見や聴覚障害者の災害対策に関するご提案などをお寄せいただきますようお願い申し上げます。



(注)

このマニュアルは、聴覚障害者関係団体として、次のような団体を念頭に置いて作成しました。

- 全日本ろうあ連盟
- 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- 全国手話通訳問題研究会
- 全国要約筆記問題研究会
- 日本手話通訳士協会
- 全国聴覚障害者情報提供施設協議会
- 全国ろう重複障害者施設連絡協議会
- 高齢聴覚障害者福祉施設関係団体
- 全国ろう児をもつ親の会
- 全国難聴児を持つ親の会
- 聴覚障害者の医療に関心をもつ医療関係者のネットワーク
- 日本補聴器販売店協会
- CS障害者放送統一機構

また、盲ろう者の災害対策についても大変重要な問題ですが、今後の課題とし、このマニュアルには含めていません。



<聴覚障害者災害対策マニュアル制作委員会> (敬称略 50音順)

- 石野富志三郎 財団法人 全日本ろうあ連盟 副理事長
- 川井節夫 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 副理事長
- 河上和宏 特定非営利活動法人 CS障害者放送統一機構 事務局
- 佐野とし子 特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会 前災害対策委員長
- 志藤修史 大谷大学文学部社会学科 専任講師
- 柴田浩志 特定非営利活動法人 全国聴覚障害者情報提供施設協議会 理事
- 若杉義光 全国手話通訳問題研究会 運営委員

地震、水害など大規模災害が発生した場合、過去に発生した阪神淡路大震災、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、台風23号などの災害における対応を参考に、聴覚障害者支援のための「全国本部」並びに「現地対策本部」を速やかに設置することが大切です。

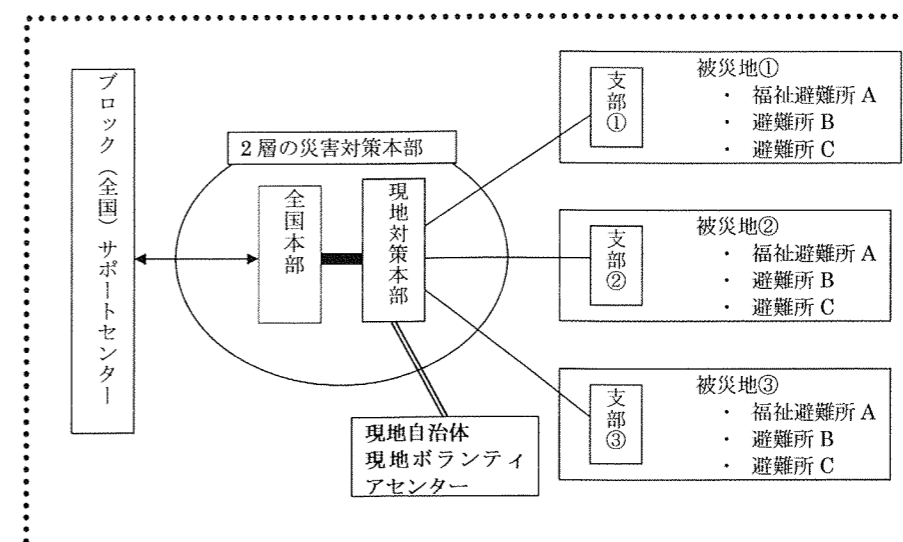
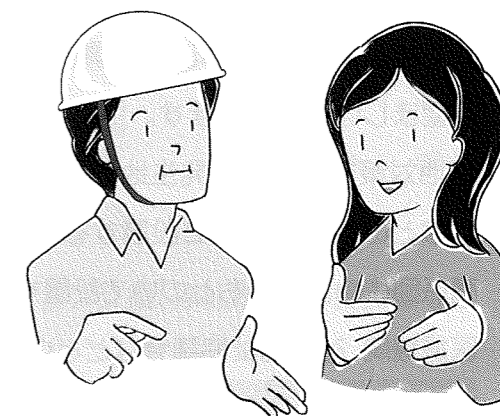
設置にあたっては「災害対策本部設置要綱(見本)」を参考に、次の点に留意してください。

<1> 聴覚障害者災害対策本部の組織

(1) 全国本部

全国本部の主な構成団体は次のような聴覚障害者関係団体が考えられます。

- 全日本ろうあ連盟
- 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- 全国手話通訳問題研究会
- 全国要約筆記問題研究会
- 日本手話通訳士協会
- 全国聴覚障害者情報提供施設協議会
- CS障害者放送統一機構
- 全国ろう児をもつ親の会
- 全国難聴児を持つ親の会
- 全国ろう重複障害者施設連絡協議会
- 高齢聴覚障害者福祉施設関係団体
- 聴覚障害者の医療に関心をもつ医療関係者のネットワーク
- 日本補聴器販売店協会



(2) 現地対策本部

現地対策本部の主な構成団体は次のような団体が考えられます。

●全国組織の傘下団体等

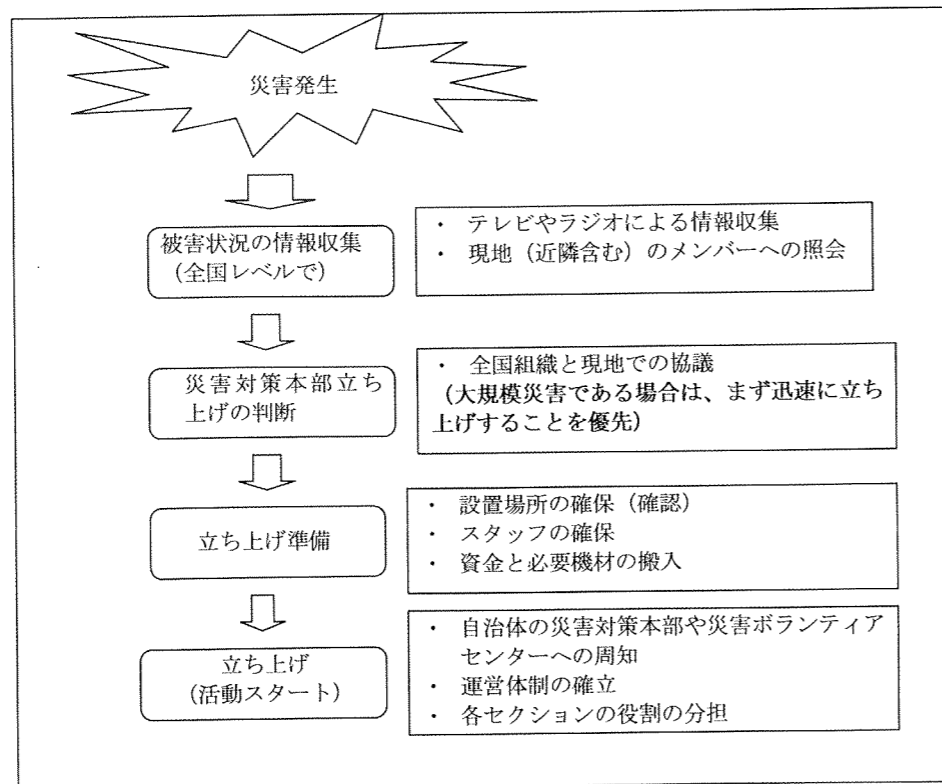
- | | |
|-------------|-------------------|
| 全日本ろうあ連盟 | 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 |
| 全国手話通訳問題研究会 | 全国要約筆記問題研究会 |
| 全国ろう児をもつ親の会 | 全国難聴児を持つ親の会 |

●聴覚障害者情報提供施設 ●手話サークル連絡会 ●そのほかの地元関係組織

<2> 設置の手続き

(1) 全国規模での対策本部は、聴覚障害者関係団体の協議のもとに設置を決定しましょう。また、設置にあたっては厚生労働省地域生活支援室や災害発生地の自治体との連携に留意してください。対策本部は日頃の活動との連携を考慮し、関係団体事務所に設置することが望ましいと思われます。

(2) 現地対策本部は災害発生地の聴覚障害者団体の事務所、あるいは聴覚障害者情報提供施設などの公共施設内に設置することが望ましいと思われます。設置にあたっては現地の関係団体の協議にもとづいて設置することとし、行政が設置する災害対策本部、報道機関、医療機関、社会福祉協議会などとの密接な連携を図るようにしてください。



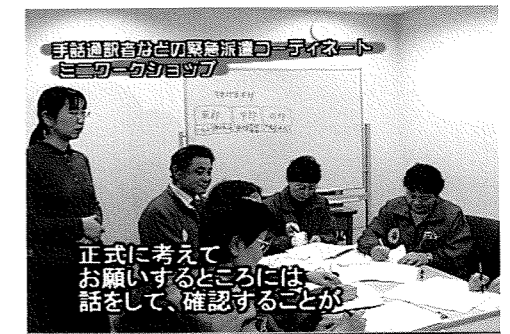
<3> 聴覚障害者災害対策本部の役割

(1) 全国本部

- ア 情報の収集と発信
- イ 安否確認の問い合わせへの対応
- ウ 報道機関などへの要請、対応
- エ 支援行動隊の組織
- オ 義援金、救援物資の呼びかけ、仲介
- カ 住まいの確保に関する調整 (施設への一時入所などを含む)
- キ そのほか

(2) 現地対策本部

- ア 災害情報や地域の被害情報などの収集と発信
- イ 関係団体構成員や関係者などの安否、被害状況の確認
- ウ 自治体・消防・防災関係機関との連絡、調整、支援要請
- エ 救援情報の収集と提供
 - 住宅、医療、生活、コミュニケーション支援、福祉避難所、義援金など
- オ 被災児・者のニーズ調査
- カ 支援物資の受け渡し
- キ 支援行動隊の受け入れ
- ク そのほか



「目で聴くテレビ」2005年12月7日の訓練生中継より

留意事項

災害時の安否確認などに各団体の会員名簿を活用することについては、個人情報保護の観点から、事前に説明し、了解を取っておくことが大切です。

たとえば、団体会費を徴収する際に、領収書に次のような同意文を入れておくこともよいでしょう。

【例文】

「私は、私が所属する団体や市町村、自主防災組織などがおこなう災害時の援護・支援活動、また事前対策の検討や防災訓練のために、私に関する情報を用いることに同意します」

<4> 現地対策本部の構成員

(1) 派遣を求める関係団体職員、手話通訳者、要約筆記者の条件

- ア プライバシーの保護に十分な配慮が可能なこと
- イ コミュニケーションが十分に可能なこと(手話通訳者、要約筆記者、手話通訳士)
- ウ 相談内容の整理が可能であること(報告書の適切な記入を含む)
- エ 聴覚障害者からの要望に対して一定の判断が可能であること

(2) 派遣が求められるボランティアの条件

- ア 聴覚障害者とともに必要な場所に物資の輸送が可能であること
- イ 仮設住宅などへの引っ越しの援助が可能であること
- ウ “自己完結型”の日帰り活動を基本とするのが望ましい

(3) 現地対策本部には統轄責任者を決めておくこと

(4) 構成員は不規則で困難な活動に従事するので、医療関係者と連携し、構成員の健康管理に注意すること



<5> 現地対策本部と関係機関との関係

(1) それぞれの自治体の地域防災計画との関係

各市町村では地域防災計画が決められています。その計画のなかに聴覚障害者現地対策本部の設置や活動、聴覚障害者用福祉避難所などの聴覚障害者対策が位置づけられるよう、事前の要望と十分な協議が必要です。

特に、自治体などが直接責任を持つ課題、聴覚障害者関係団体が自治体などからの委託を受けておこなう課題、聴覚障害者関係団体が独自におこなう課題について、それぞれを明確にしておくことが大切です。聴覚障害者現地対策本部や聴覚障害者用福祉避難所の準備・活動に関する費用負担についても、自治体などとよく相談しましょう。

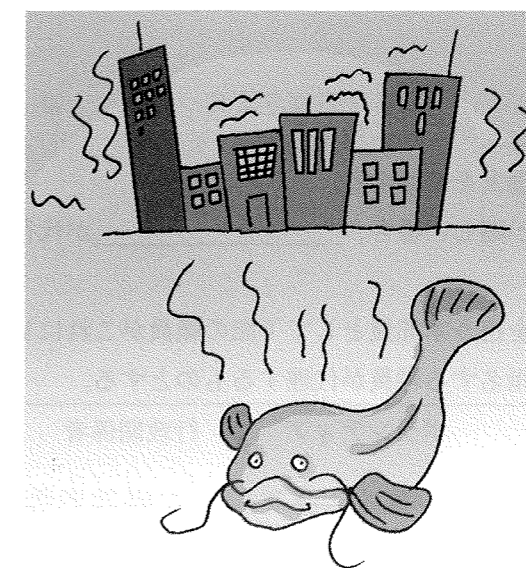
(2) 他の自治体などに支援を要請する場合

他の自治体などから手話通訳者や要約筆記者などの派遣を要請する場合は、被災地の自治体から関係自治体に対し「協力依頼文」を送付してもらうように要請しましょう。

(13ページの協力依頼文の見本を参照してください)

(3) 他の福祉団体やボランティア団体との協力

社会福祉協議会などの障害者福祉関係団体や災害ボランティア団体などと情報を共有し、密接に連携していくことが大切です。



全国規模での災害対策本部設置要綱（見本）

1 趣 旨

この要綱は、全国規模での災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

2 準備体制

- (1) 全国的規模での支援が必要な災害が発生した場合、または発生が予測される場合、該当団体関係者は関係団体の協議にもとづき参集する。
- (2) 災害対策及び本部設置の要否について判断を行うため、_____は、関係団体の責任者を通じて必要な情報収集を行い、団体長に報告する。
- (3) 本部設置に至らない場合、_____は必要な対応を配するよう関係団体長に要請する。

3 本部の設置

- (1) 団体長は_____からの報告を受け、必要があると認めるときは、本部の設置を命じる。
- (2) 本部の設置場所
本部は、_____に設置する。但し、_____の被災状況等によっては別の場所に設置することがある。
- (3) 本部設置の通知
本部を設置する場合、関係団体及び機関にその旨を通知する。

4 本部の組織

- (1) 本部長
本部長は_____がこれに当たる。
本部長は本部の運営を統括する。
本部長・の参集が難しい場合、_____が代行するものとする。
- (2) 本部員
本部運営の責任を担う本部員として下記の職員がこれに当たる。本部員に事故等あるときは、本部長が指名する職員が代理するものとする。

関係団体役員・職員	ボランティア	行政関係者
その他		

5 本部会議

本部の運営を円滑に行うため随時本部会議を設置する。

6 現地対策本部との関係について

- (1) 状況に応じ、必要な場合は、特定の施設に現地対策本部を設置することがある。
- (2) 現地対策推進部は主に管内の災害支援に従事する。

7 事業所の活動について

全国の聴覚障害者情報提供施設、高齢聴覚障害者施設、ろう重複障害者施設等の各事業所の職員は、本部または現地対策推進室と連携して、主にその周辺地域の住民に関わる災害対策活動に当たるものとする。

8 時期区分による本部の組織・推進体制の改組

本部の組織と推進体制は、発災時、復旧期、復興期の各段階において必要な対策に応じ改組するものとする。

9 本部の閉鎖

災害による被害が解消に向かい、概ね本部として行う災害対策が完了し、特に本部体制を維持することが必要でない段階になった場合には、本部長の命を受け本部を閉鎖するものとする。但し、この場合でも、状況に応じ担当部において必要な対応を継続するものとする。

10 細則の策定

本部の設置及び運営に関わる詳細は、別に定めることができる。

11 付 則

この要綱は、平成 年 月 日より施行する。

(現地対策本部の設置要綱についてもこれを参考に作成してください)

(参考)

<災害時における協力依頼文の見本>

各都道府県・政令指定都市市政担当局部長 様

○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○

大規模災害救済のための手話通訳者、要約筆記者等派遣のお願い

○○県を中心とした△△災害は未曾有の災害となっています。
この被災者の中には、多くの聴覚障害者も含まれており、情報、コミュニケーション確保の手段がなく、パニックの中で孤立しているのが現状です。

そのため当県では関係団体の支援を受け多数の手話通訳者や要約筆記者等のコミュニケーション支援員を24時間態勢で勤務させての救援活動が求められています。

ところが当県の手話通訳者や要約筆記者等のコミュニケーション支援員も被災した方が多く、支援者の絶対数が不足しているのが現状です。このような事情をご理解いただき、貴管内の福祉機関、施設、団体等に勤務されている手話通訳者や要約筆記者等の派遣のご配慮をお願い致します。

派遣を了承いただける機関や手話通訳者、要約筆記者等がおられましたら、下記にご連絡いただき、派遣期間、条件等について協議して下さいますようお願い致します。

連絡先 ○○県□□対策本部 責任者
 電話・ファックス

現地対策本部の業務

- (1) 現地対策本部の立ち上げ
- (2) 情報の収集と整理
 - ①自治体災害対策本部との連携による情報の収集と整理
 - ②現地の災害ボランティアセンターとの連携による情報の収集と整理
 - ③現地の聴覚障害者関係団体、手話通訳者・要約筆記者団体との連携による情報の収集と整理
 - ④現地対策本部を窓口とする情報収集とその整理
- (3) 情報の提供・発信・共有
 - ①現地自治体の災害対策本部への情報の発信
 - ②現地の災害ボランティアセンターへの情報の発信
 - ③聴覚障害者関係団体、手話通訳者・要約筆記者団体への情報の発信
 - ④全国災害対策本部との連携
- (4) 手話通訳や要約筆記ができる、あるいはともに動けるボランティアの派遣(コーディネート)
 - ①全国本部から派遣されてくるボランティアの受け入れと活動内容(内容と時間、注意事項)の徹底
 - ②ボランティアの班編制(リーダー・記録・連絡係の確認、メンバーの健康チェック)
 - ③必要資材の提供と取り扱い説明
 - ④マップによる危険箇所、行程の確認
 - ⑤活動終了後の健康チェック、記録内容のチェック
 - ⑥持ち越しニーズ、新たなニーズなどの確認と整理→情報の提供へ
 - ⑦ボランティアの送り出し(メッセージの記入や感謝など)、不必要な資材などの引き上げも同時に行う。
- (5) 特別な支援物資・機材の供給と提供
 - ①移動手段の確保(現地内での送迎が必要な場合は送迎班の編成)
 - ②救援資材・物資の確保・管理

(5) 特別な支援物資・機材の供給と提供

- ① 移動手段の確保（現地内での送迎が必要な場合は送迎班の編成）
- ② 救援資材・物資の確保・管理

(6) 全国に設置する全国本部との連携・ニーズの発信

(7) 対策本部閉鎖に向けた取り組み

全国本部の業務

(1) 全国本部の立ち上げ

(2) 現地対策本部の求める資材・人などの情報の整理と全国への発信

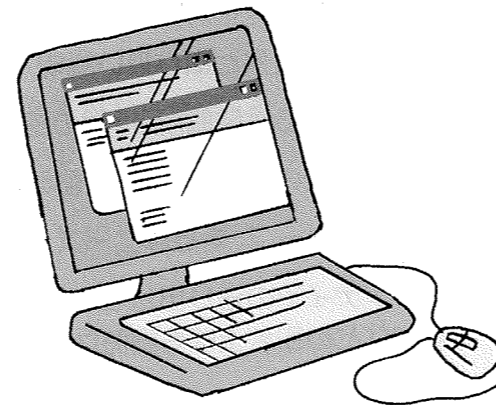
- ① 金・資材・人などの募集情報の発信
- ② 現地の被害状況などの全体的把握と図示

(3) ボランティアの受け入れ、教育・情報の提供など、ボランティア活動の第1次支援と送り出し

- ① ボランティア登録、名簿の整理、保険加入準備
- ② 現地状況の基本的な説明
- ③ 基本的なボランティアとしての心構えの説明
- ④ 活動内容に関するガイダンス

(4) 支援物資の仕分け・整理・搬送 (5) 宿泊場所の確保と運営

(6) 対策本部閉鎖に向けた取り組み



<1> 現地対策本部の主たる機能

(1) 情報の収集と整理

- ① 自治体の災害対策本部との連携による情報の収集と整理

● 応急対策

お住まいの各自治体では、「地域防災計画」が策定されています。
 （消防庁のホームページでは地域防災計画データベースが用意されており、
 全国の防計画を見ることができます。 <http://www.fdma.go.jp/> ）

この計画では、災害が発生し、あるいはそのおそれのある場合に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に従事する職員の配置を行い、事前に定めている活動計画に従って行動することとなっています。

自治体に設置される対策本部には、立ち上げ後すぐに、全体的な被害地の状況や被害状況、また避難状況についての、信頼性が高く、かつ基本的な情報が集まってきます。



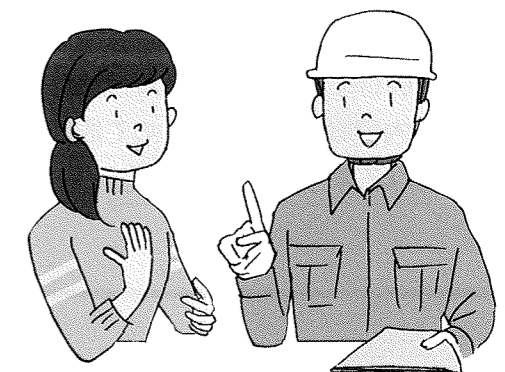
聴覚障害者の現地対策本部では、災害が起きる前から（平時から）、お住まいの自治体と、これらの信頼できる情報をどうすれば受け取ることができるのかを確認しておく必要があるでしょう。その際、災害時の要援護者のために設置される「福祉避難所」の場所と機能を確認しておくこと、さらに「避難支援プラン」の作成を協働で行うことなどが考えられます。

※「福祉避難所」「避難支援プラン」については、内閣府の災害時要援護者の避難対策に関する検討会「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」平成18年3月を参照してください。

ポイント1 平常時から災害時の対策の窓口となる行政の部署との情報連携に関する確認が必要です！（37ページの「国・自治体などの対策」参照）

ポイント2 自治体の防災計画を確認しておき、応急対策や避難計画、警察や消防、自衛隊などがどのように動くのか、ライフライン関連の応急対策のとられ方などを把握しておきましょう！

特に、自治体が指定している、一時避難所や広域避難所、福祉避難所などでの誘導避難を含めた、被災者の動きを確認しておくことが重要です！



福祉避難所について

- 内閣府の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(2006年3月、災害時要援護者の避難対策に関する検討会)では、次のように対策の強化を提起しています。

4-2 福祉避難所の設置・活用の促進

(1) 福祉避難所に関する理解の促進

福祉避難所とは、要援護者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の要援護者に1人の生活相談職員(要援護者に対して生活支援・心のケア・相談を行う上で専門的な知識を有する者)等の配置、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができることとされている。

介護保険関係施設における要援護者の受入には限界があり、緊急入所できない者のために福祉避難所が必要となる。そのため、市町村、都道府県、国は、制度の周知や分かりやすいパンフレット等の作成、研修や実践的な訓練を実施・促進するなど、福祉避難所についての理解を深めていくこと。

(2) 福祉避難所の設置・活用の促進

市町村は、避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所への避難が必要な者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携の構築や、施設利用方法の確認、福祉避難所の設置・運営訓練等を進めておくこと。

なお、福祉避難所としては、施設がバリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学校等の既存施設を活用すること。また、適切な場所にこのような施設がない場合又は不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の旅館、ホテル等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難室」(仮称)として対応することも効果的であることにも留意すること。

さらに、市町村は、必要に応じて福祉避難所を増設するとともに、生活相談職員等が不十分な場合、市町村、都道府県、国は、これらの者の広域的な応援を実施すること。また、要援護者の広域的な避難を実施する必要がある場合、都道府県や国は、福祉避難所に適した施設の確保を支援すること。

併せて、市町村、都道府県は、福祉避難所となり得る施設の情報(場所、収容可能人数、設備内容等)を取りまとめて周知を図り、要援護者が自分に合った避難所を選択できる状況となるように努めること。

(下線は原文のまま)

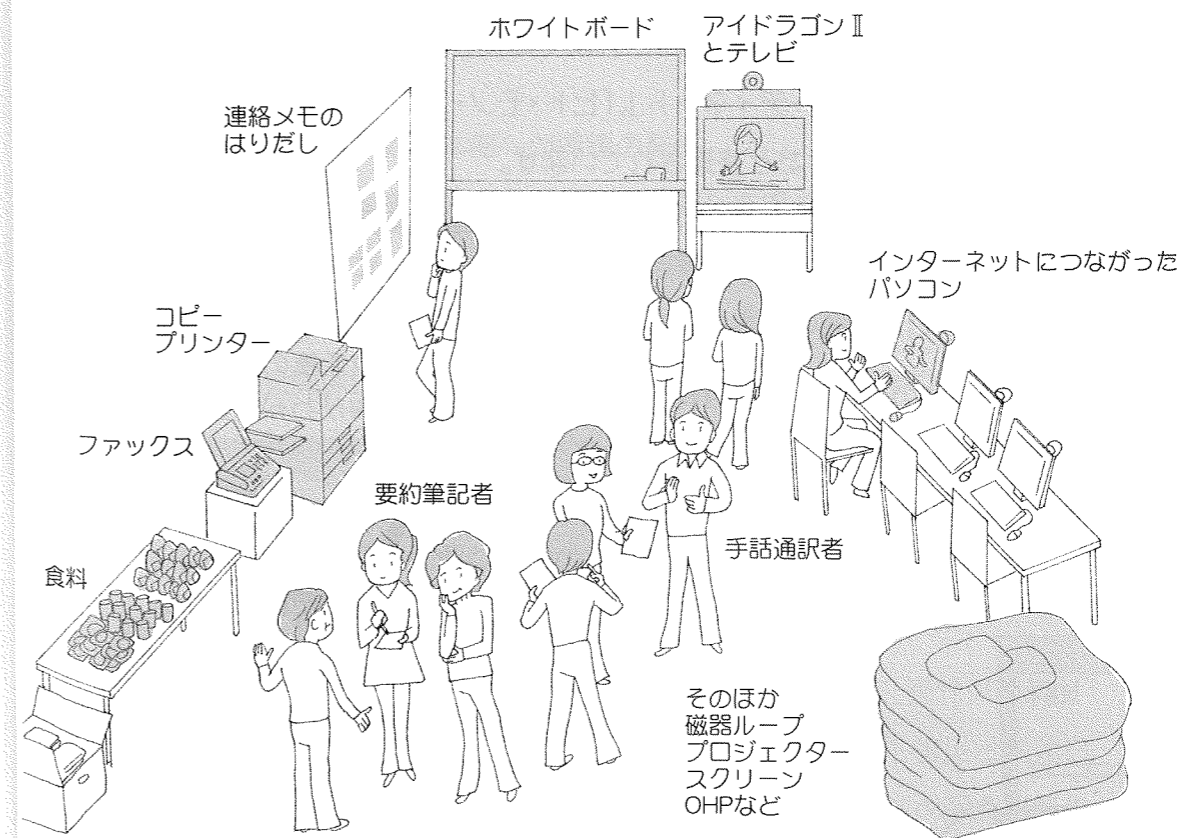
- また、厚生労働省は次のように通知しています。

「福祉避難所」の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。

また、「福祉避難所」における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材の費用とすること。

昭和40年5月11日 社施第99号
各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知
(最終改正 平成13年7月25日 社援発第1286号)

聴覚障害者用福祉避難所のイメージ



●復旧・復興対策

自治体は、あらかじめ定めている復旧・復興計画によって、住宅の応急修理や仮設住宅の設置、雇用関連対策、貸し付けや福祉サービスなどの利用方法を定めています。これら必要な情報を取得し、迅速にかつ理解しやすく整理しておく必要があるでしょう。

②現地の災害ボランティアセンターとの連携による情報の収集と整理

近年の大規模災害時には、被災地に災害ボランティアセンターが開設され、災害救援活動や復旧・復興のためのボランティア活動が行なわれています。

開設される場所は自治体によって異なりますが、各自治体にある社会福祉協議会のボランティアセンターに開設される場合が多いのが現状です。運営については多様な団体による組織構成であったり、自治体と社会福祉協議会、あるいはNPO・ボランティアであったりと様々です。

自治体によっては「地域防災計画」に災害ボランティアセンターの設置場所や立ち上げのための指針などを示しています。

災害ボランティアセンターは災害の内容や大きさ、あるいは地域の様々な事情に応じて担う機能や役割、活動の内容は様々です。これまでの災害においては、おおむね「情報の収集と発信」、「ボランティアコーディネート」、「ヒト・モノ・カネ・情報などの資源の確保」などを主な業務として担ってきたと整理されています。

聴覚障害者の災害対策を進めるうえでは、これら機能を担う災害ボランティアセンターとの協力連携は重要です。

平時から、災害ボランティアセンターがどこにどのように開設されるのか、担う役割は何かを確認しておくことが重要です。そのためには災害ボランティアセンターの設置主体との事前の協議が必要になってきます。

ポイント1 「地域防災計画」に目を通しましょう！

ポイント2 日頃から災害ボランティアセンターとの連携を深めておきましょう！

防災行政無線のスピーカーでは避難情報がわかりません



③現地の聴覚障害者関係団体、手話通訳者・要約筆記者団体との連携による情報の収集と整理

被災現地の聴覚障害者関係団体の会員は、被災による被害の早期発見・早期対応を進めるため、日頃の活動でのつながりを活かし、会員相互の安否確認を進めることが重要です。そのための連絡体制や緊急の連絡方法などを平時から確認しておく必要があります。

災害対策本部では、被災地や避難所などでの、これら団体会員による安否情報、被害情報、生活困難情報を素早くキャッチし、支援対策をすすめることが役割です。

また、行政の障害担当者、手話通訳者・要約筆記者、あるいは、登録手話通訳者・要約筆記者やサークルのメンバーなど、日頃つながりのある機関団体との連携による被災情報の収集が求められます。

ポイント1 平時からの会員相互の結びつきが鍵！

④現地対策本部を窓口とする情報の収集とその整理

現地の対策本部では、聴覚障害者のニーズ受付窓口として機能します。

受付での対応に加え、電話、FAX、メール、インターネットなどを活用して情報の収集に努めます。

一般の避難所、福祉避難所での情報収集、さらには避難所などに設置される要援護者窓口が集まる情報の共有などが求められます。

(2)情報の発信（提供・共有）

①現地自治体の災害対策本部への情報の発信

聴覚障害者に関する対策状況の報告と必要な支援の調整を行います。

②現地の災害ボランティアセンターへの情報の発信

聴覚障害者に関する対策状況の報告と必要な支援の調整を行います。

③聴覚障害者関係団体、手話通訳者・要約筆記者団体への情報の発信

団体ルートによる各聴覚障害者への情報の提供と援助を行います。

④全国災害対策本部との連携

被災者の状況整理と必要な情報の提供（避難所での掲示、ホームページ、メール、「目で聴くテレビ」、TV、チラシ、プラカード）を行います。

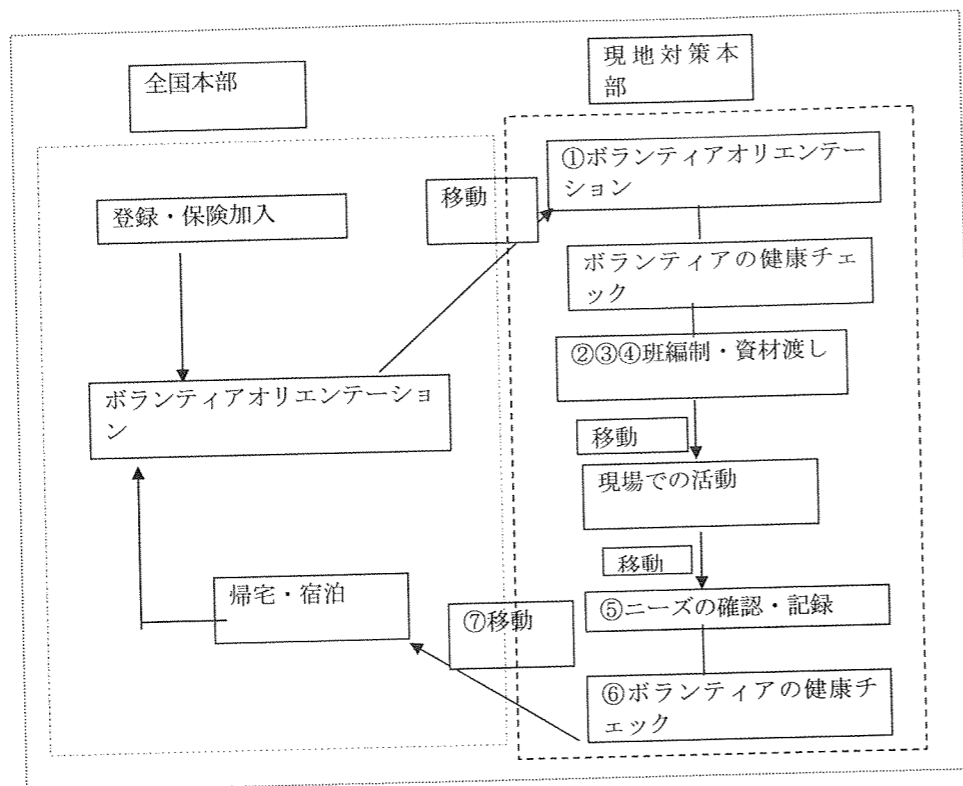
現地対策本部内での情報の開示と共有（クリップボード・ホワイトボード等）

※情報の発信については必ず2名以上で事実の確認と内容の検討を行います。



(3) 手話通訳や筆記要約ができる、あるいはともに動けるボランティアの派遣調整（コーディネーター）

図 現地対策本部と全国本部との2つの対策本部によるコーディネーター対応概念図



国・自治体などの対策

携帯メールで聴覚障害者向け災害情報を発信——兵庫県

兵庫県では2005年度から聴覚に障害がある人に対し、地震や風水害などの災害時にあらかじめ登録された携帯電話などへ必要な情報をメールで発信する「聴覚障害者緊急時情報発信システム」の運用を始めています。登録者は約300人（2007年1月現在）。

「ひょうご防災ネット」のホームページから、住んでいる地域を選んで登録する方法と、「兵庫県立聴覚障害者情報センター」に登録する方法があり、それぞれから①緊急情報、②お知らせメール、③緊急気象情報を選んで登録し、必要な情報を受け取ることができます。

地域に登録すると、①では地域の災害情報が、②では地域の避難訓練や消防ニュースなどの行事案内が届きます。情報センターに登録すると、①では「〇〇避難所に手話通訳者が配置されました」などの聴覚障害者の災害対策情報が、②では聴覚障害者へのさまざまなお知らせが届きます。③の緊急気象情報は地域・センター共通で、兵庫県内で震度4以上の地震が発生した場合や大雨、洪水などの気象警報が発令された場合にそれらの情報が届きます。

こうした事前に登録された携帯電話に緊急の災害情報を発信するシステムは、京都府や京都府城陽市などもおこなわれています。

①全国本部から派遣されてくるボランティアへの受け入れと活動内容（内容と時間、注意事項）の徹底を行います。

なお、基本的なオリエンテーションは全国本部からの移動中に行います。移動時には必要資材も掲載し、受け入れる資材整理班は車中で編成しておくようにします。

基本的には現地での宿泊は避けましょう。支援活動は自己完結型（食事・宿泊・移動・機材などすべてをそろえた状態での活動）のスタイルとするのが望ましいでしょう。

②ボランティアの班編制（リーダー：記録・連絡系の確認、メンバーの健康チェック）

活動はゆとりが大切です。活動内容にもよりますが、活動者は必要と思われる人数の1.5倍ほどの確保が必要です。活動時間はコンパクトにまとめ、必要と思われる時間の3分の2程度ですませるようにしましょう。

活動メンバーは必ず複数での班編成をしましょう。1人ではとっさの対応ができません。班にはリーダーを配置し、連絡・記録をお願いしましょう。

③必要資材の提供と取り扱い説明

チェーンソーや発火性の高い薬品などの危険な機材や物資の使用や取り扱いは避けましょう。

④マップによる危険箇所、行程の確認

事前に現地の地図のコピーにチェックをしておきましょう。できればクリアファイル付きのクリップボードなどを活用すると便利です。

⑤持ち越しニーズ、新たなニーズなどの確認と整理→情報の提供へ

現場での情報を整理し、各方面への情報の提供を行います。

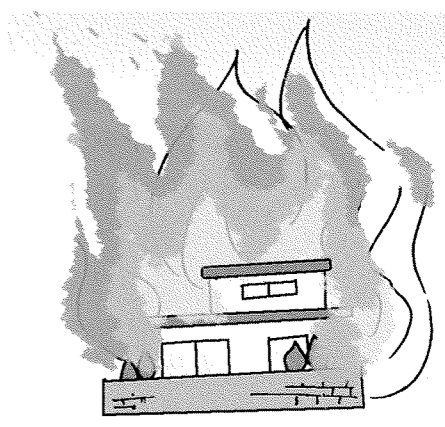
⑥活動終了後の健康チェック、記録内容のチェック

けが、体の調子などのチェックを行いましょう。

活動記録表に記入します。

⑦全国本部から派遣されたボランティアの送り出し（メッセージの記入や感謝など）、必要な資材などの引き上げも同時に行います。

活動の意味や今後の展望などとともに謝辞を伝えましょう。



(4) 特別な支援物資・機材の供給と提供

① 移動手段の確保（現地内での送迎が必要な場合は送迎班の編成）

被災地内での有効な移動手段を確保します（自転車、バイク、車など）。全国本部へ情報を発信し、必要な移動手段の確保を行きましょう。

② 救援資材・物資の確保・管理

被災した聴覚障害者が日頃使用している補聴器や携帯電話などが滞りなく使用できるよう、補聴器の修理体制や携帯電話のバッテリー及び充電器などを確保する必要があります。

(5) 全国本部へのニーズの発信

現地対策本部でまとめた必要資材の内容と数量、必要な人員の内容と数、新たな支援を必要とする内容、活動を通じて明らかとなった援助の課題などを全国本部へ発信します。

(6) 現地対策本部の備品

① 通信機器・回線

相談電話用回線、FAX用回線、インターネット用回線、スタッフ連絡用回線（一般には公開せず、全国本部との連絡などに使用）

ボランティアの受け付け、一般問い合わせなどは、基本的に全国本部に設置した回線で受けるようにします。一般のボランティアは災害ボランティアセンターがコーディネートを行うことになるので、活動内容や支援対策について、事前の確認が必要となるでしょう。

電話回線や携帯電話が使用できないことも想定されるため、災害対策本部と協議し、災害救援用の業務用無線などを電波監理局へ申請したうえで取得することも必要でしょう。



② 備品（参考例）

ここでは、対策本部を設置するに当たり最低限必要と思われる備品をあげています。内容は、災害の種類や状況、また季節などにより異なります。

1	コピー機		30	テレビ・ビデオ	
2	机・椅子	事務用と長机	31	救急箱	
3	事務用品	模造紙	32	ホワイトボード	
4		マジック	33	軍手（ゴム・布）	
5		付箋紙	34	ロープ	
6		ペン	35	ベニヤ板	
7		ガムテープ	36	バッテリー	
8		セロテープ	37	発電機	
9		のり	38	メガホン	
10		はさみ	39	情報提供・伝達備品	OHP
11		カッター	40		OHC
12		画鋸	41		ロール
13		パンチ	42		ペン
14		上質紙	43		プロジェクター
15		ノート	44		スクリーン
16		ファイル	45		磁気ループ
17		DVD・CD	46		筆談機
18		乾電池	47	調理用品	ガスコンロ
19	FAX		48		ナベ
20	パソコン		49		やかん
21	プリンター		50		その他調理用品
22	スキャナー		51		
23	カメラ・ビデオ		52		炊飯器
24	現地住宅地図		53		おはし
25	ロードマップ		54	クーラーボックス	
26	懐中電灯		55	自転車	
27	延長コード		56	軽トラック	
28	時計		57	簡易トイレ	
29	ラジオ		58	トイレトペーパー	

(7) 現地対策本部のスケジュール(イメージ)

時間	項目	備考	情報保障
8:00	スタッフ集合	朝のミーティングの準備	OHP・磁気ループ準備
8:15	ミーティング	①スタッフの健康チェック ②一日の全体の動きの確認 ③役割の確認 ④ニーズの確認 ⑤物資の確認 ⑥車輛等の確認 ⑦無線等の通信機器の確認 その他	手話通訳者・要約筆記者活動
8:30	各チームごとのミーティング	役割の確認など	↓
9:00	活動の開始		
9:30	全国本部より人員・物資の到着	①コーディネート ②物資の受け入れ等	
12:00	昼食		昼食
16:00	当日の支援活動の整理 翌日への引き継ぎ事項の確認	①持ち越しニーズの確認 ②必要物資の確認	手話通訳者・要約筆記者活動
16:30	活動の終了 全国本部からの活動者の引き上げ・かたづけ	①ボランティア等は活動終了 ②健康チェック等	↓
17:00	ミーティング	①スタッフの健康チェック ②一日の整理 ③情報の整理と発信（自治体の対策本部や災害ボランティアセンター、全国本部への報告） ④翌日の活動のスケジュールの確定	
18:00	スタッフ解散		OHP・磁気ループ準備 撤収

(8) 現地対策本部の体制と役割分担(参考例)

担当名	主な役割
統括責任者（1名）	他機関との連携・全国本部との連携
統括責任補佐（1名以上）	統括責任者の補助、全国本部との連携、スタッフの健康管理
情報担当（2名以上）	情報の整理
広報担当（1名以上）	情報の発信
コーディネーター（2名以上）	援助者のコーディネーション、援助者の健康管理
手話通訳者・要約筆記者（2名以上）	対策本部での情報保障
会計・総務（1名以上）	活動機材・備品・金などの整理調達

<2> 全国本部の主たる機能

- ・被災した現地へもっとも効率よく支援を行え、かつ宿泊などの可能な場所に対策本部を設置することが必要です。
- ・この全国本部は、現地対策本部の立ち上げ並びに活動の支援を行うとともに、ボランティアと物資の受け入れ、整理、保管の窓口として機能する(バックヤード)とともに、全国への情報提供の役割を担います。

(1) 現地対策本部の求める資材・人などの情報の整理と全国への発信

①金・資材・人などの募集情報の発信

現地対策本部の運営に必要な活動資金、必要な資材・機材、現地と全国の両対策本部のスタッフの確保は第1に取り組みなければならない内容です。

そのため、全国の関係団体や組織とは事前に確認および協定を取り結んでおくことが必要です。

②現地の被害状況などの全体的把握と図示

現地の被災者の安否の確認や被害状況の確認などは、現地の対策本部から速やかに情報を収集し、全国への問い合わせに対応していきます。

現地対策本部の混乱を回避し現地の支援活動がスムーズに進むよう、正確な現地情報の取得をしていく必要があります。特に全国から集まるボランティアは現地の地理状況がつかみにくい状況にあります。なるべく映像や図による情報の整理を行っておく必要があります。

(2) ボランティアへの受け入れ、教育・情報の提供などボランティア活動の第1次支援と送り出し

現地に送り出すボランティア(手話通訳者、要約筆記者、その他ボランティア)に対して、以下の流れでオリエンテーションを行います。

- ①登録、名簿の整理、保険加入準備
- ②現地状況の基本的な説明
- ③基本的な心構えの説明
- ④活動内容に関するガイダンス

(3) 支援物資の仕分け・整理・搬送

現地に搬入する資材や物資は基本的に全国本部でストックをします。それら物資・資材を現地対策本部に搬出するために整理、仕分けをしておき、ボランティアを送り出すための車輦に積み込み、送り出します。

(4) 宿泊場所の確保と運営

現地で活動するボランティア及びスタッフの宿泊場所の確保と運営を行います。



(5) 全国本部の備品

①通信機器・回線

- ア 問い合わせ専用電話回線、FAX用回線、インターネット用回線、スタッフ連絡用回線(一般には公開せず、現地対策本部との連絡などに使用)
- イ ボランティア受け付け、一般問い合わせなどは、基本的に全国本部に設置した回線で受けるようにします。なお、一般のボランティアについては災害ボランティアセンターが受け付け、コーディネートを行っているので、募集や活動依頼の調整は現地対策本部と災害ボランティアセンターとの連携で実施することが好ましいと思われます。
- ウ 電話回線や携帯電話が使用できないことも想定されるため、災害対策本部と協議し、災害救援用の業務用無線などを電波監理局へ申請したうえで取得することも必要でしょう。

②備品(参考例)

対策本部を設置するに当たり最低限必要と思われる備品については24ページの表を参考にしてください。内容は、災害の種類や状況、また季節などにより異なります。

ご家庭でも防災グッズを備えましょう



(6) 全国本部の体制と役割分担（参考例）

担当名	主な役割
統括責任者（1名）	全国の各種団体との連携、スタッフの健康管理
統括責任補佐（1名以上）	統括責任者の補助、現地対策本部との連携・情報管理
広報担当（1名以上）	マスコミ対応
コーディネーター（2名以上）	援助者へのオリエンテーション・運転・保険対応、援助者の健康管理
手話通訳者・要約筆記者（2名以上）	対策本部での情報保障
会計・総務（2名以上・その他ボランティアなど多数）	備品・金・車輛などの整理調達 宿泊所の確保

<3> 災害対策本部の閉鎖・収束にむけた取り組み

- ・ 災害対策は、災害により一時的に生じた困難状況への対策を主な目的とします。したがって、被災した現地で、災害発生以前の状態に向けた復興への取り組みが平時の対策として展開できる状況になった時点で、特別に設置・開設された対策本部の役割は終了すると考えられます。
- ・ 災害対策本部の閉鎖・収束に当たっては、行政の災害対策本部や災害ボランティアセンターなどと歩調を合わせつつ、全国本部と現地対策本部の協議により進めます。場合によっては、全国本部を先に収束させ、その後、現地対策本部を閉鎖するという、時間差をおいた収束への取り組みなども想定されます。
- ・ 閉鎖・収束にあたっては、平時から取り組まれている情報保障の取り組みが、災害が発生した場合、いかに減災（災害の被害を最小限にとどめる）に結びつく取り組みであったかが試されます。
- ・ 日常的な取り組みが充実していればいるほど、災害の被害は少なく、また、その対応も迅速で、最小限で最大限の効果を発揮することができるのです。

ポイント① 平時の取り組みを災害時に活かす。災害時の教訓を平時に活かす。そしてなるべく迅速な災害対策の収束に向かうことが重要です。



災害ボランティアのブログ（参考例）

<http://blog.goo.ne.jp/vc00000/>（全国社会福祉協議会のブログです）

全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センターより、福祉救援・災害ボランティア情報を掲載しています。 全社協 福祉救援・災害ボランティア情報



赤い羽根募金による災害ボランティア活動支援について
（2004.11.11）

新潟県中越地震災害等・災害ボランティア活動支援（赤い羽根募金災害ボランティア・市民活動支援制度）情報

新潟県共同募金会をはじめとした全国の共同募金会では、新潟県中越地震災害に伴う災害ボランティア・NPO活動に対して「災害支援制度」による資金面からの支援を積極的にすすめています（この資金の財源は、全国でご協力いただいている赤い羽根募金など共同募金へのご寄付の一部を積み立てていたものです）。

被災地で現在活動している、あるいは今後活動予定のボランティアグループ・NPOのみならず、災害ボランティアセンター関係者のみならず、それぞれの活動経費も資金助成の対象となりますので、ぜひとも積極的な申請をお願いします

1. 1億2000万円の資金を拠出

現在、1億2000万円の資金が全国の共同募金会から新潟県共同募金会に拠出されています。被災者救援のための災害ボランティア・NPO活動を資金面から支援するため、関東各都県共同募金会をはじめとした全国の共同募金会の総意により、現在まで、1億2000万円に達する災害等準備金の拠出を決定しています。

2. 1億2000万円を超える追加資金の拠出も決定

今後、被災地での活動資金ニーズが、現在新潟県共同募金会に拠出されている1億2000万円を超える見込まれた際には、全国の共同募金会では、追加の拠出を即応的に実施することとしています。

3. 今回助成対象経費として追加した活動内容

従来の助成内容を定めた「災害支援制度」から、新潟県中越地震災害発生に伴い緊急対策として追加した助成の対象となる活動は次のとおりです。

●各都道府県社会福祉協議会・同NPOセンター等が実施する活動

- (1)被災地へのボランティアの送迎のためにバスの運行を実施した場合、バスのチャーター代（ガソリン代・有料道路代含む）等の経費
- (2)その他、「災害支援制度」には明記されていないが、被災者救援を目的として必要とされる活動についても、緊急対策として弾力的に助成対象としていく場合がありますので、ご相談ください（助成対象となった活動例については、今後、このホームページで随時紹介していきます）。

* 災害発生後に実施した事業について遡って対象とします。

* 詳しくは、この活動の主催者が所在する都道府県共同募金会または中央共同募金会へお問合せください。

- 被災県外から被災地の活動に赴くボランティアグループ・NPO、社会福祉協議会等の相談・申請先
それぞれの団体の所在する都道府県共同募金会が受付窓口となる場合もありますので、まず、所在する共同募金会に連絡をおとりください。

（都道府県共同募金会連絡先）

Copyright © 中央共同募金会, 2004

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-3-2 新霞ヶ関ビル5

災害ボランティアの健康チェックカード(参考)

このチェックカードは災害の被災地において活動するにあたり、健康上のチェックを行うものです。

下記のカードを記入し、災害対策本部に提出してください。

なお、健康上に気がかりな点があれば活動は中止するようにしてください。また、カードの内容により対策本部から活動の停止を指示することもありますのでご了承下さい。

なお、このカードの情報は被災地における活動者の健康チェック意外には使用いたしません。

活動日	年 月 日	活動時間	時 分～ 時 分
活動場所			
(ふりがな) 氏 名		性別(男・女) 年齢(歳)	生年月日 年 月 日
電話番号		緊急の連絡先	
住所(〒 —)			
血液型 (A ・ B ・ O ・ AB) Rh (+ ・ -)			
普段の血圧を記入してください /			
現在何か医者にかかっている病気がありますか (はい ・ いいえ)			
現在いつも飲んでいる薬がありますか (はい ・ いいえ)			
現在治っていない怪我がありますか (はい ・ いいえ)			
これまで心臓病の治療や診察を受けたことがありますか (はい ・ いいえ)			
これまで高血圧の治療や診察を受けたことがありますか (はい ・ いいえ)			
これまで糖尿病の治療や診察を受けたことがありますか (はい ・ いいえ)			
現在健康について何か気にかかることがありますか(具体的に記入下さい)			

コーディネーター名	
-----------	--

月 日

No

受付者氏名

被災者ニーズ受付票(参考)

(現地対策本部用)

活動希望日時	午前・午後 時 分 ~ 月 日 午前・午後 時 分
活動希望場所	
活動希望内容	
被災の状況	
世帯の状況	
特記事項	
派遣人数	男 人 女 人 合計 人
必要資材	

(参考)

月 日

活動報告書 (現地対策本部用)

活動日時	月 日	午前・午後	時 分 ~
活動者氏名	月 日	午前・午後	時 分
活動場所			
活動内容			
結果	終了	継続	その他 ()
感想や特記事項			
事務局記入欄			

<1>訓練の重要性

○ 日頃からの訓練・研修での備えが大切

災害時の対応方針やマニュアルなどを、実際に災害が起きたときに、素早く効果的に運用できるように日頃から訓練しておく

ことが大切です。本当にマニュアルが機能するのかどうか、問題点はないかなどを実践的に検証し、さらに対策を拡充していきましょう。

また、団体の役員レベルだけでなく、会員が広く参加し、体験・学習する場としても、定期的に訓練や研修を行うことが重要です。



「目で聴くテレビ」2005年12月7日の訓練生中継より

○ 地域全体の訓練と聴覚障害者分野の訓練

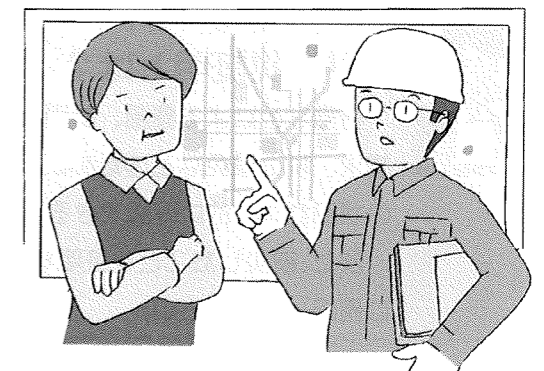
①地域全体の防災訓練に積極的に参加する

災害時には、隣近所をはじめ、地域住民との協力が不可欠です。そのためにも、日頃から積極的に交流を広げ、災害対策についても相互の理解と具体化を進めていきましょう。

各地域では、毎年9月1日の「防災の日」やその前後の「防災週間」などを中心に、都道府県・市町村や自主防災組織などが実施する防災訓練が行われています。それらの訓練に、聴覚障害者や関係者が積極的に参加することは、障害者の災害時の実情とニーズを防災関係者や地域住民に理解していただき、災害対策全体のなかに障害者の対策をしっかりと位置づけていただくためにも大切です。

事前に行政や自主防災組織の担当者と十分に意見を交換すること自体が、相互理解と協働への“第一歩”です。1回の訓練ではあまり欲張らず、訓練の内容が聴覚障害者にも理解できるように手話通訳者や要約筆記者を配置すること、訓練参加者全体に“災害時に聴覚障害者が何に困っているのか”

をよく知っていただくことから始めましょう。



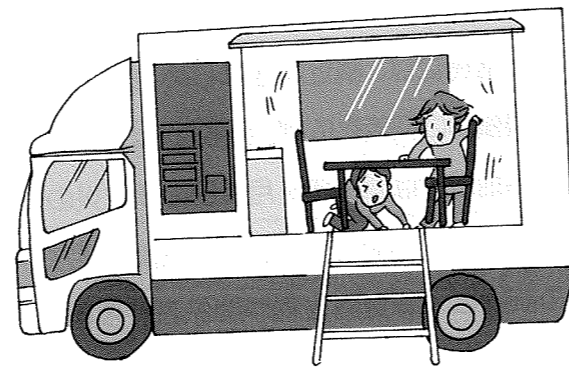
②聴覚障害者団体の独自の訓練

同時に、災害時には地域住民全体を対象とした対策に加えて、聴覚障害者関係団体からの情報提供や支援も重要な役割を果たします。

聴覚障害者関係団体の役員や常駐スタッフを中心とした現地災害対策本部の立ち上げと活動の訓練のほか、各種大会やイベントのなかで「〇〇クイズ」「△▽体験コーナー」「災害伝言板利用講習会」をもうけるなど、会員・関係者の幅広い参加を得て防災問題を考えるための訓練や研修を、年間の事業計画の中に位置づけましょう。

その際、地域のろうあ者と難聴者・中途失聴者をはじめ、手話通訳者、要約筆者、手話サークル、聴覚障害者情報提供施設などが共同でおこなう訓練となるよう、具体化をはかりましょう。

起震車で“揺れ”を体験しましょう



罹(り)災証明とは？

台風などによる暴風、豪雨などで家屋などが被害にあった方は、義援金や保険金の請求、税の減免などのために罹(り)災証明書の申請を市町村に申し出ましょう。被害の状況が具体的に確認できる写真を必ず撮っておきましょう。

また、被災したことを証明する「被災証明」もありあます。詳しくはそれぞれの市町村に確認してください。

<2> 訓練計画立案のポイント

①訓練の目的を明確に

防災訓練で行われる主な訓練内容には、次のようなものがあげられます。それぞれの訓練内容については、<3>で紹介していきます。訓練が役員や常駐スタッフを対象としたものなのか、広く会員全体を対象としたものなのか、関係機関との連携や一般地域住民、災害ボランティアなどとの協働をはかるものなのかなど、何に重点をおいた訓練なのかなどを十分に議論し、具体化しましょう。

訓練を重ねながら、実際の災害に対処できるように、課題を組み合わせた“総合的な訓練”へと実践的なレベルを上げていきましょう。

現地対策本部の立ち上げ訓練

緊急情報の収集と伝達訓練

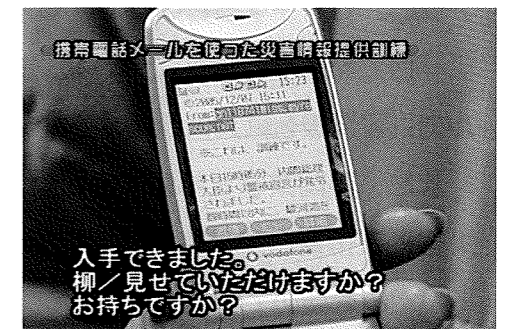
避難、初期消火、救護訓練

安否確認訓練

携帯電話メールを使った

「災害伝言板」利用訓練

避難所での情報保障訓練など



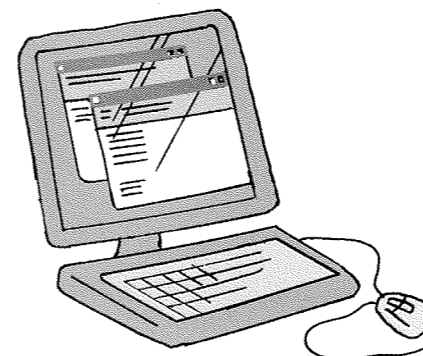
「目で聴くテレビ」2005年12月7日の訓練生中継より

②想定する災害と被害予測を前提に

地震、水害、火山噴火、重大事故など、地域の特性や実情に見合った災害を想定しましょう。災害の規模や被害予測の情報は、それぞれの市町村の災害対策課などにあります。

また、訓練にあたっては、ライフライン、特に電力確保の条件設定も重要です。停電を想定した訓練、夜間や休日を想定した訓練なども行ってみましょう。

団体役員や支援者自身が被災することを想定した訓練も大切です。



国・自治体などの対策

県と情報提供施設・「目で聴くテレビ」が災害情報協定 — 静岡県

静岡県と静岡県聴覚障害者情報センター・「目で聴くテレビ」は、それぞれのあいだで、「災害時における情報伝達要請に関する協定」を締結しています。

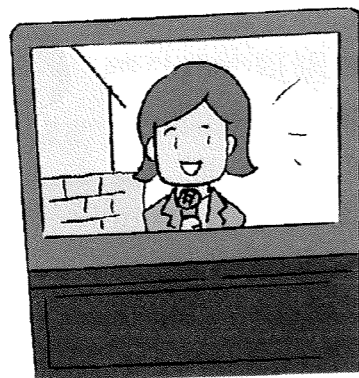
NPO CS障害者放送統一機構では、2005年12月に静岡県で聴覚障害者緊急災害情報保障訓練をおこないましたが、それを機に、災害時に聴覚障害者に対する情報発信の拠点となる情報提供施設や「目で聴くテレビ」に対して、静岡県防災局が発表する災害情報を提供する仕組みを作ることになったものです。

これによって、静岡県が県内の報道機関に発表するさまざまな災害情報—東海地震に関する警戒宣言や地震予知情報、避難、被害などの情報を情報提供施設や「目で聴くテレビ」も入手することができるようになりました。

「目で聴くテレビ」では、防災関係機関や他の都道府県、市町村とも同様の協定を結んで災害情報を確実に入手する仕組みをつくっていく予定です。

また、静岡県聴覚障害者情報センターでは、2006年12月にEメール機能を使った災害情報伝達と安否確認の訓練をおこない、さらに使いやすいシステムの構築に向けた取り組みを強めています。

字幕が出ないテレビでは
情報がわかりません



災害時における情報伝達要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県知事（以下「甲」という。）が、特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構理事長（以下「乙」という。）に聴覚に障害のある人向けの情報伝達を行うことを求める時の手続等を定めるものとする。

(情報伝達の要請)

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要がある時は、乙に情報伝達を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 情報伝達要請の理由
- (2) 情報伝達事項
- (3) 希望する情報伝達日時及び配信系統
- (4) その他必要な事項

(情報伝達の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して主に聴覚に障害のある人向けに伝達することとし、甲及び聴覚に障害のある受信者からは伝達料を徴収しないものとする。

(情報の取扱い)

第5条 乙は、甲から伝達の要請を受けた情報について、本協定の適用する目的以外に用いてはならない。

(連絡責任者)

第6条 第3条に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑化を図るため、静岡県総務部防災局長及び乙を連絡責任者とする。

(雑則)

第7条 この協定実施に関し、必要な事項は甲及び乙が協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成17年12月6日から適用する。

この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年12月6日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 石川 嘉延



(乙) 大阪府大阪市北区東天満2-7-12
特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構
理事長 高田 英一



③日時、場所、参加規模、必要資機材

訓練の目的と内容に合わせ、日時、場所、参加団体、規模、必要な資材や機材などを準備しましょう。

④関連機関への連絡と調整

都道府県・市町村の障害福祉担当課、防災担当課、消防署、警察、地域の自治会、自主防災会など、必要な機関へ訓練計画を知らせ、協力・要請事項を調整しましょう。消火訓練など、訓練内容によっては、必ず事前の届け出が必要な場合があります。

⑤参加意欲がわき、楽しく学べる内容も大切

堅苦しいだけの訓練では、なかなか多くの人に参加してもらうことはできません。緊迫感と同時に、一般の参加者が楽しく学べるような内容も工夫してみましょう。事前の周知と宣伝、参加者の確実な組織も大切です。

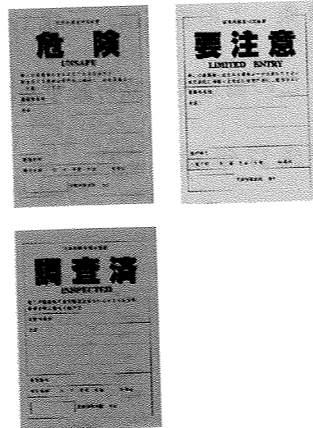


応急危険判定とは？

被災建築物の応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。

判定結果によって、赤色（この建物に立ち入るとは危険）、黄色（立ち入る場合は十分な注意が必要）、緑色（この建物は使用可能）の「判定ステッカー」（A3版）が建築物の見やすい場所に表示され、居住者だけでなく付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性がわかるように情報が提供されます。

なお、この調査は罹災証明のための調査とは別のものですので注意してください。



⑥事故防止、最低限の補償対策

訓練中の事故防止に努めるとともに、万が一の事故に備えて、ボランティア保険などによる補償の活用も検討しましょう。また、「防火防災訓練災害補償等共済制度」が活用できないか、各市町村の消防防災課に事前に問い合わせてください。

⑦マスコミへの広報、取材要請

訓練を事前に地域の報道機関に広報したり、取材を要請するなど、訓練を機に聴覚障害者の災害対策上の課題を社会全体に広くアピールしましょう。

国・自治体などの対策

GPS携帯電話メールで119番通報 — 京都府乙訓地域

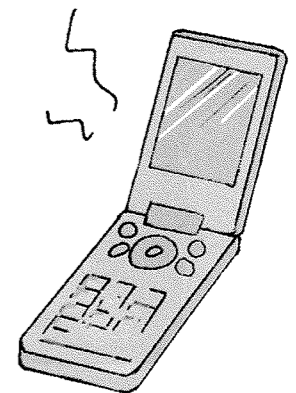
京都府南部の乙訓消防組合では、聴覚障害者などを対象に、GPS（位置情報）機能付き携帯電話メールによる救急や消防の通報システム「こころくんシステム」を展開しています。

これまで、聴覚障害者の緊急通報システムとしては、ファックスや緊急通報ボタンなどによる自宅・屋内からの通報に限られていました。

「こころくんシステム」では、事前に登録した携帯電話から緊急通報をメールすると、通報内容とともに、自動的にGPSによる位置情報と登録情報が消防署の指令システムに表示され、消防署から「救急要請を受け付けました。消防本部」などの受信確認メールが送信されます。

今後は、さらに文字通信による応急処置などの相談、病院情報の照会などにも活用できるように計画しています。

また、同地域の向日市では、阪神淡路大震災以来、2年ごとにおこなっている防災訓練に際し、必ず障害者関係団体にも呼びかけがあり、関係するボランティアと一緒に参加しています。訓練ごとに市に対して、当事者しか判らないような改善点などを具体的に要望するなど、障害者が参加しやすい訓練にしていくために双方が努力しています。



<3>訓練の内容と進め方

①対策本部の立ち上げ訓練、対策本部の通報訓練

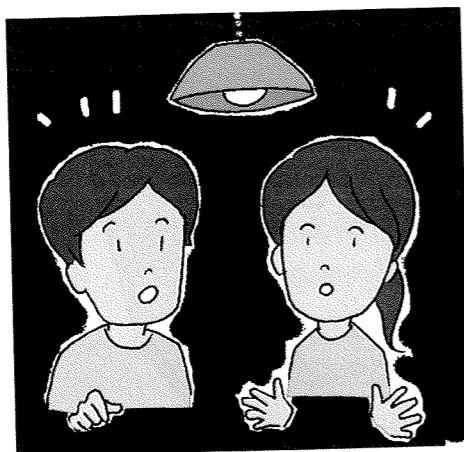
聴覚障害者の災害現地対策本部のスムーズな立ち上げと活動についての訓練は、次のような課題を組み込んで具体化しましょう。

図上シミュレーション、図上グループワークなどの方法を組み合わせて、起こりうる事態や課題の整理、対応策を検討していくことは、災害対策についての想像力や判断力の育成にもプラスになります。

- 災害時の拠点施設、そのバックアップ施設の明確化
- 対策本部としての必要資機材のチェック
- 本部メンバーの参集
- 指揮、指示系統の確認
- 支部・班との連絡ルート、上部団体への連絡ルート
- 行政、関係団体、目で聴くテレビなどへの通報・連絡
- 災害に関する情報収集、情報連携
- 会員等のリスト、地図落とし
- 団体としての最小限の非常時持ち出し品・書類のチェック

その際、さまざまな状況を想定して、二重三重の仕組みを考えていきましょう。

- 電話・FAXが通じない場合は……
- 携帯電話・メールが通じない場合は……
- 停電でパソコンが使えない場合は……
- 手話通訳者・要約筆者で災害時でも駆けつけられるのは誰？



②避難、初期消火、救護訓練

事務所や施設のスタッフ、利用者、入所者を対象とした避難訓練、消火器の取り扱いなどの初期消火訓練、けが人への応急処置訓練、起振車を使った震度体験などの訓練もおこなひましょう。

③避難準備情報、避難勧告などの緊急情報の伝達訓練

重大な災害時には、市町村長が住民に対して「避難勧告」「避難指示」などの緊急情報を発する場合があります。

都道府県や市町村によっては、事前に登録された聴覚障害者にFAXや携帯電話メールで緊急災害情報を伝達しているところもあります。こうした地域では、自治体と協力し、実際にシステムを使った訓練をおこなうことが大切です。

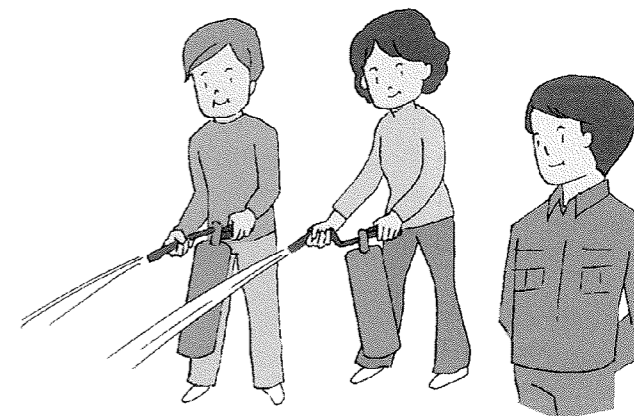
また、自治体による情報伝達を補う意味で、聴覚障害者関係団体が各会員に対して独自に情報を伝達する仕組みを考えることも大切です。自治体と協議し、緊急情報をどのような方法で確実に入手するのかを明らかにするとともに、FAX、メールなどを使った「緊急連絡網」をつくりましょう。

④安否確認訓練

対策本部として、各団体の会員の安否や避難先を確かめることはたいへん重要な課題です。

連絡網によって支部・班からの安否情報が本部に集中する仕組みをつくったり、緊急のEメールを受け取った際に各自から返信する項目を決めておき、安否や救助の必要の有無、避難先などを送り返してもらうような工夫も必要です。

また、返信メールを自動的にチェックして画面に表示することができる機能が付いたEメール発信システムなどもあります。



⑤携帯電話メールでの災害伝言板利用訓練

携帯電話会社の「NTTドコモ」「KDDI」「ソフトバンク」各社には、災害時に携帯電話メールを使った「災害伝言板サービス」があります。各社のサービスの紹介と利用方法についてはそれぞれのホームページをごらんください。

また、訓練の場に各社の担当者にきていただき、講習と利用体験をおこなうことも効果的です。



携帯電話メールの災害用伝言板サービス

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの携帯電話各社では、大規模災害時に携帯電話で安否情報をやりとりできる災害用伝言板サービスをおこなっています。

このサービスは、「震度6弱」以上の地震などの大規模な災害が発生した場合に開設されます。

被災者から自分の携帯電話メールで10件のメッセージを登録することができます。被災状況として、「無事です」「被害があります」「自宅にいます」「避難所にいます」などのなかから選択できるほか、100文字（全角）以内でコメントを書き込むことができ、それを全国の携帯電話やパソコンで見ることができます。

また、安否情報が登録されると、あらかじめ設定したメールアドレス（3件から5件）に登録を知らせるメールを送るサービスもあります。

各社では、毎月1日や国の「防災週間」「防災とボランティア週間」に体験サービスをおこなっています。防災講座などへの「出張講習」も要請しましょう。

詳しくは各社のホームページをごらんください。

- NTTドコモ <http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>
- KDDI <http://www.au.kddi.com/notice/dengon/>
- ソフトバンク <http://mb.softbank.jp/scripts/japanese/infomation/dengon/>

⑥避難所での情報保障訓練

災害では、地域の手話通訳者や要約筆記者も被災する可能性があり、交通網の被害状況によってはただちに遠方から派遣することが難しい場合もあります。

このような状況を考え、手話通訳者や要約筆記者などの“人”の派遣についての訓練とともに、災害時に真っ先に避難する近所の小学校や公民館などでの情報保障が確実におこなわれるかどうかを検証する訓練も大切です。

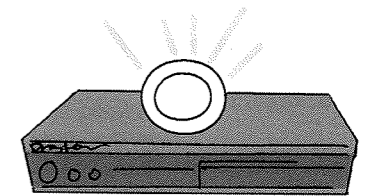
避難所に指定されている施設に、情報保障に必要な機器が設置してあるかどうかをチェックしましょう。

FAX

インターネットにつながったパソコン

字幕放送用テレビ

「目で聴くテレビ」の受信機「アイ・ドラゴンⅡ」など



避難所の運営に関しては、情報や連絡事項を文字にして掲示するよう徹底しましょう。

さらに、避難が長期化する場合の聴覚障害者用避難所でも、これらの情報機器の配置の確認と動作確認、停電時のポータブル発電機の作動などの訓練も必要です。

また、テレビ電話を使った遠隔地からの手話通訳支援や手話でのコミュニケーションの訓練などもおこなってみましょう。



「目で聴くテレビ」2005年12月7日の訓練生中継より



知ってますか？「避難準備情報」

大規模な災害の場合には、市町村長が住民に対して避難などを呼びかけます。そのなかで新しくつくられたのが「避難準備情報」。これまでの「避難勧告」や「避難指示」との違いがわかりますか？

	発令されるとき状況	住民が求められる行動
避難準備情報	要援護者、特に避難に時間がかかる者が避難をはじめなければならない段階。 人の被害が出る危険性が高まった状況。	要援護者、特に避難に時間がかかる者は避難を開始。（支援者も支援行動を開始） それ以外の者は、家族との連絡や非常用持出品の用意など避難の準備を始める。
避難勧告	普通に避難できる者が避難をはじめなければならない段階。 人の被害が出る危険性が明らかに高まった状況。	普通に避難できる者が避難を開始。
避難指示	事態が切迫した状況。 人の被害が出る危険性が非常に高いと判断された状況。 人の被害が発生した状況。	避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了。 まだ避難していない住民は、ただちに避難行動に移る。そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

(内閣府資料「三種類の避難勧告等一覧」をもとに作成)



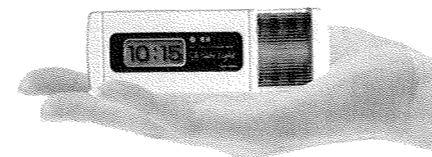
情報伝達に便利！「シルウォッチ」避難所用キット

「食事配給の放送が聞こえず、気が付いたときにはお弁当がなくなっていた」「仮設トイレが設置されたのを知らず、水を飲むのをガマンして具合が悪くなった」——情報を振動と文字で腕時計型受信器などに知らせる屋内信号装置「シルウォッチ」を避難所内で活用すれば、こんな問題も解決することができます。登録した文字情報が簡単に発信できる送信器もセットになった避難所用キットも準備されています。

聴覚障害者情報受信装置「アイ・ドラゴンⅡ」とともに、災害時に避難所になる公共施設などへの配置を求めています。



腕時計型受信器「シルウォッチ」



携帯型光受信器「キューブライト」

聴覚障害者団体の取り組み①

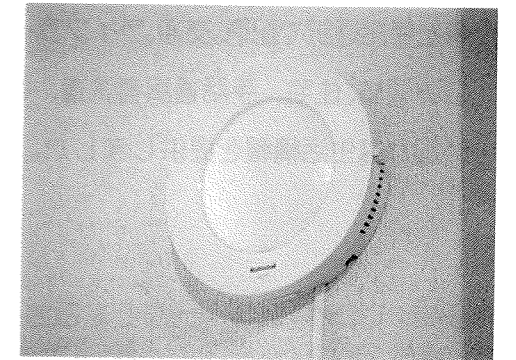
手話と字幕の番組「目で聴くテレビ」の災害時放送

「目で聴くテレビ」は、阪神淡路大震災を教訓に、全日本ろうあ連盟や全日本難聴者・中途失聴者団体連合会などが立ち上げたNPO（特定非営利活動法人）CS障害者放送統一機構が通信衛星を使って全国に配信しています。

「目で聴くテレビ」がスタートして今年で9年目。専用受信機「アイ・ドラゴン」は全国の聴覚障害者9000世帯に広がっています。週6日間、約35時間の番組配信をおこなうとともに、地震や台風、水害、重大事故など、大きな災害が発生した場合には緊急の災害番組を配信しています。

①光警報器の点滅で緊急災害番組開始をお知らせ

CS通信で送られた緊急信号を「アイ・ドラゴンⅡ」が受信し、接続した光警報器が点滅して災害番組の開始をお知らせします。



②リアルタイム字幕・手話通訳の配信

NHKなどの災害ニュースに対応するリアルタイム字幕と手話通訳をCS通信で緊急配信。それを「アイ・ドラゴンⅡ」のピクチャー・イン・ピクチャー機能によってテレビ画面と合成し、字幕・手話通訳付きでごらんいただくことができます。画面左上の小画面はNHK総合テレビの地震ニュースです。



(写真は2004年10月の中越地震災害放送より)

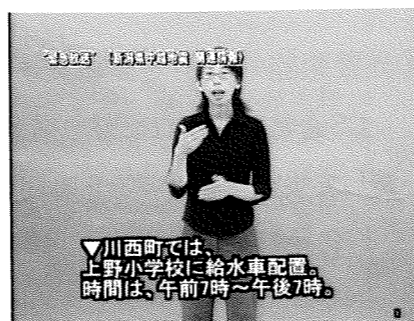
③聴覚障害者の情報を独自の災害番組として発信

2004年10月の新潟県中越地震では、ただちに取材チームと衛星中継車が現地に向い、地震発生翌日に避難所となった県立長岡ろう学校から被災された聴覚障害者のインタビューを全国に生中継。また新潟県聴覚障害者地震対策本部や全日本ろうあ連盟、全難聴などの救援活動の情報はじめ、聴覚障害者の安否情報などを連日の臨時災害生番組で全国に発信しました。



④NHKの被災地生活情報を字幕・手話で

NHK新潟放送局がラジオなどで放送した被災地の生活に関する情報を、NHKの承諾を得て「目で聴くテレビ」が字幕と手話通訳で配信。交通、ライフライン、医療、店舗、入浴、ごみ収集、住宅、手話通訳者派遣、各種相談窓口など、きめ細かな生活情報を提供しました。



(写真は2004年10月の中越地震災害放送より)

避難所に「アイ・ドラゴンⅡ」を

「目で聴くテレビ」をごらんいただくには、専用受信機「アイ・ドラゴンⅡ」とCSアンテナが必要です。一般のテレビ番組の字幕・文字放送もごらんいただけます。

「アイ・ドラゴンⅡ」は、聴覚障害者情報受信装置として、身体障害者の日常生活用具に指定されており、聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方は市町村から給付を受けていただくことができます。

この「アイ・ドラゴンⅡ」を災害時の聴覚障害者の情報機器として避難所に設置するよう、市町村などに働きかけましょう。

なお、「目で聴くテレビ」をごらんいただくためには1カ月315円の受信料が必要です。

アイドラゴンカスタマーセンター Tel 06-4801-9730 Fax 06-4801-9316

聴覚障害者団体の取り組み②

地域の聴覚障害者災害ネットワークへ — 京都市聴覚障害者協会右京支部

京都市聴覚障害者協会右京支部では、2006年2月に災害対策部を発足させました。同支部では、災害時にもっとも支援が必要となる聴覚障害高齢者の防災知識を深めようと、2年前から右京消防署や右京区社協の協力をえて数回の学習会を開催。寸劇やパワーポイントを使って「緊急通報の仕方」や「火災予防」についてわかりやすく勉強を重ねてきました。

また、手話サークル員を対象にした「手話つき普通救命講習会」を開く予定で、その修了者の協力をえて、さらに聴覚障害者対象の講習会を開催する予定です。

これからは、聴覚障害者だけでなく、手話サークルの仲間や関係機関と連携した「右京区聴覚障害者災害ネットワーク」をつくり、聴覚障害についての啓発活動や災害学習、各団体への提案・要望などを進めていくことにしています。

聴覚障害者団体の取り組み③

大垣市で聴覚障害者の防災講座を開催

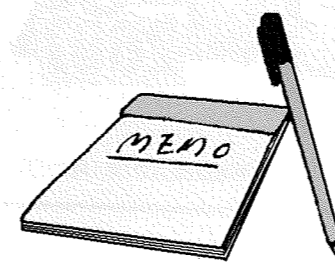
地震などの災害時に聴覚障害者が素早い避難行動ができるようにと、岐阜県大垣市聴覚障害者福祉協会と同市が2007年1月に防災講座を開きました。

講座には、同協会会員約80人のうち25人が出席。市生活安全課の職員がスライドなどを使って東海地震や東南海地震などが起きた場合の被害想定などを説明しました。

つづいて、消防署の職員が人形などを使いながら自動体外式除細動器(AED)や人工呼吸による蘇生法などを実演する様子を見て学習しました。

そのほか、炊き出し訓練や簡易トイレの組み立て訓練もおこなわれました。

(2007年1月10日 読売新聞より)



(参考)

障害者らの避難プランづくり

二〇〇四年三月、下京を抱える人の思いを学ばず、分団員は「昔からの知り合いの阿野さん(五五)はバウト、阿野さんを招いた。合いであいさつは交わらず、ソコで作業をし、夫婦は普段通りの朝を過ごしていた。だがそのころ、すぐ近くで民家が全焼、植柳学区の消防分団が車いすの高齢夫婦を救出し、あたりは鳴り響く消防車のサイレンで騒然としていた。阿野さん夫婦は聴覚障害者。娘が帰宅するまで周辺の火災に気づかず、避難誘導する人もいなかった。

「怖かった。背筋が凍った」。阿野さんは振り返る。

阿野さんの体験を知った植柳消防分団の村上茂分団長はその後、障害



手話通訳を交えて談笑する阿野さん夫妻(左から1人目と2人目)と植柳消防分団員(京都市下京区)

が、こっちは手話ができない。気を遣い過ぎて壁があったと打ち明ける。「逃げて」と、どう伝えるのか。阿野さんと分団は対話を重ねた。昨年、携帯メールによる緊急連絡など、町内で避難誘導する取り決めができた。「火の用心」をメールした分団員の携帯電話に、阿野さんから「苦勞さま」と返事が来る。きずなが生まれた。

国は一昨年春、認知症の高齢者が災害時に自力避難が困難な要援護者のリスト作成と個別の避難支援プラン策定を自治体に求めた。京都市は昨年未、ようやく保健福祉局

個人情報保護が壁 進まぬ共有化

震災や台風のため、高齢者が逃げ遅れ、犠牲になるケースが相次ぐ。障害者や難病患者ら、災害弱者を地域で把握し避難プランをつくるよう国は求めているが、京都市の取り組みは進んでいない。市内の地域コミュニティでは、個人情報保護との兼ね合いに悩まながらも、模索が始まっている。(社会報道部 岡本晃明)

災害弱者救え 地域で模索

携帯メール、独自マップを活用

と消防局の協議を始めた。災害弱者支援は、町内会レベルで把握してあれば大きな力になる。だが行政と地域の自主防災組織の間には、個人情報保護法や民生委員の守秘義務などが壁になり、情報共有は進まない。

下京区の修徳自治連合会は、災害弱者の居住状況を防災マップにまとめ、毎年更新している。平井常夫会長は当初、個人情報保護と防災とのバランスをどう取ればいいのか住民と議論を続けた。今は住民の方から「足が悪くなったので、マップでうちを災害弱者の赤に色分けして」と申告があるまでになった。

「だが修徳学区約千七百世帯のうち、マンション住民が七割。震災で命を救ったのは隣近所のみだが、マンション住民は隣が誰かも知らず、災害時の不安を抱えている。断る人はいるし、地域社会に意思疎通の壁で遠慮がちの人もいる。でも行な住民参加を試みるが、自主防災の道のは容易ではない。京都市が昨年末にまと

めた防災意識調査によると、四割の人が「高齢者らに名簿作成」を充実すべき防災活動に挙げた。市社会福祉協議会は「同意を取れない人をどうするかとの問いは付いて回る。処方せんはない。辛抱強く通うしかない」と話す。

難聴者を含め聴覚障害者は、下京区だけで二百人以上という。阿野さんは「個人情報保護法は、弱者の命を考慮していない。障害者も名簿登録を断る人はいるし、地域社会に意思疎通の壁で遠慮がちの人もいる。でも行な住民参加を試みるが、自主防災の道のは容易ではない。京都市が昨年末にまと



(京都新聞2007年1月29日)

聴覚障害者団体の取り組み④

「難聴者・中途失聴者のための災害等緊急時対応マニュアル」より

東海村臨界事故の地元から

放射能放出危険地域7km圏内で、恐ろしかったです。夜になってやっと家族や、サークルの仲間からのFAXで知りました。役所の広報車の放送も聞こえません。

「雨戸を閉めること」「換気扇も使わないこと」とのFAXを受け、さらに恐ろしさを実感しました。

私達に理解できる方法で伝えてほしいと、切実に思いました。

阪神淡路大震災の被災者から

「あっ地震だ！痛い！」何が起こったか全くわからないまま、町・家・命までも数十秒の間に奪われてしまいました。

耳が不自由なので、家族が出勤した後は全く情報が入らず自治会の有線放送も聞きとれなくて、困りました。

人はお互いに助け合い、思いやりがなければ、生きてゆけないということを教えてくれました。

地域での集団行動も、大切な要素です。

「感謝・勇気・助け合い」この言葉の重みを、改めて実感しました。

体験事例①

隣近所の助け合いが一番大切 ～ 福岡県西方沖地震の体験から

2005年3月21日、午前11時前に福岡県西方沖地震（震度6弱）が北部九州を襲いました。九州北部でこのような地震が起きるとは、約100年前に近代的地震観測が整備されて以来、初めての出来事でした。

地震当日は祝日ということもあり、福岡市聴力障害者協会事務局長は、すぐさま自宅から各区聴力障害者協会の代表者に対して、被害状況確認のためにFAXを送ろうとしましたが、連絡網は寸断されており、携帯電話でのメール送信もパニック状態でかきませんでした。

10分後にはテレビで地震の情報を流していましたが、字幕はなく、どのような被害状況なのか確認のしようがありませんでした。

夕方、福岡市消防局へ安否確認依頼のFAXをしましたが、消防局からの返事は一向に入ってきませんでした。たまたま一緒にいた息子に電話をしてもらおうと、担当者は種々の対応に追われていたとのこと、その後ようやく福岡市災害対策本部（障害福祉課）から連絡がありました。事務局長は、聴覚障害者の安否情報の提供と、テレビで流している災害対策本部への連絡先にFAX番号も入れるように要請しました。

災害対策本部より、「被害の大きかった玄海島の人たちが避難している福岡市中心部の体育館に2人の聴覚障害者がいる」という情報が入ったため、あらかじめ手話通訳体制を組んでいた中から、男性2人を夜11時に体育館に派遣しました。

通訳者からの連絡によれば、2人のうち1人は高齢による聴覚障害であり手話は解せず、残り1人の聴覚障害者はまだ小学生であり、家族や地域の人と一緒になので支援は不要ということでした。

福岡市は、地震発生前から防災マップを区ごとに作成し、災害時の避難先として地域の公民館をマップに記載し、住民へ配布していました。福岡市災害対策本部からの連絡では、これらの公民館への聴覚障害者の避難は確認されなかったとのことでした。

福岡市聴力障害者協会としては、地震発生の翌日には協会の理事を招集し、災害対策本部を設けるとともに、会員の被害状況の確認を進めていくことにしました。

いまでは、防災マップをもとに、聴覚障害者1人ひとりの避難先名簿を作成するなど、緊急時での対応に向けた整備充実を図っています。

地震は、いつ、どこで起こるかわかりません。自分たちの地域の安全性をたゆまず点検し、改善に努めていくことが肝要であると思います。

今回の地震で多くの教訓を得ることができました。

- ① 地震発生時は、通信機器類は使用できない。
- ② 行政との連絡も即応性を持たない。
- ③ 防災の観点から、行政との日常的な連携が必要。
- ④ 一番大事なのは、やはり隣近所の助け合い。

日頃の係わり合いを大切に。

福岡市聴力障害者協会



体験事例② 台風23号による京都府北部の聴覚障害者被災報告

台風23号を乗り越えて

与謝

2004年10月20日、台風23号は全国各地にまた京都北部にも多くの被害をもたらしました。与謝地域で被災された小巻さん・太田さんの被災体験から、聴覚障害者が地域で安心して暮らすためにはどのようなことが必要なのか、私たちは考えていかなくてはなりません。



ここまで水につかりました

「私の台風水害体験」小巻雄三さん（72歳）

私は、独り暮らしをしています。ろうあです。毎日の新聞配達や農作業が仕事です。今回の台風被害は私の人生の中で4度目の体験ですが今までは床下浸水でしたので、床上浸水は初めてのことでした。

10月20日夕方、私は部屋でニュースを見ながら過ごしておりました。気が付くと部屋の隅か

ら少しずつ水が入ってきました。おかしいなと思い玄関のドアを開けるとものすごい勢いで水が入ってきました。部屋中のタンスが倒されてあっと言う間に腰から胸のあたりまで水がつきました。助けを呼ばなければと思い、急いで備え付けの「緊急通報装置（シルバーホン安心）」の緊急ボタンを押して近所の民生委員さんなどに連絡しましたが、このあたりは道路も川のようになってしまう助けに来てもらえませんでした。次に防犯ベルのサイレンを鳴らしてみましたが同じことでした。部屋



近くの野田川が氾濫



緊急ボタンで助けを求めましたが浸水が激しく孤立

の中で水につかりながら、寒さに震えながら30分から1時間位だったのでしょうか、とにかく辛抱しました。「死んではいけない」と自分に言い聞かせながら。徐々に水位が下がってきましたので、やっとの思いで近くの役場に避難することができました。役場には日頃からお世話になっている手話のできる職員さんがおりましたのでその方に頼んで親類と聴言センター職員に連絡してもらいました。その晩は、親類

の家に泊めてもらいました。

家財道具が全て水につかり、部屋の中は泥だらけになり私は途方にくれてしまいました。

しかし、親類や聴覚障害者協会の仲間、手話サークルや聴覚言語障害者サービスの仲間などの支援をいただいて不安にあえぎながらも復旧にがんばりました。おかげさまで少しずつ日常を取り戻してきています。

今私は、もし地震ならばどうなっていたらよいか考えざるを得ません。私達、聾啞者にとって災害時の対策をどのようにしたらよいか考えなければなりません。

「私の台風体験」 太田千津子さん(55歳)

私は盲ろうです。自宅で独り暮らしをしています。好きなことは、編み物や花を育てることと旅行、そうじや料理が私の仕事です。

私はテレビやラジオ、役場の放送は見えないですし聞こえませんので分かりませんが、聴覚言語障害者サービスに行った時やホームヘルパーさんの訪問時などに「大きな台風が近づいている」と聞いていましたので、外に出な



いように用心していました。10月20日、私は台風が近づいているのを感じながら部屋で編み物をして過ごしていました。時折、強風で家が揺れているのを不安に感じながら、午後3時ころ、家の様子が少し気になったので部屋を点検して回りました。すると玄関で雨漏りしていることに気がつきました。私は手のひらで雨漏りしているところを確認しながら急いでバケツを置いてきました。ちょうどそのとき近所の駐在所のお巡

りさんが家に駆けつけてくれて、屋根のトタンがめくれていること、この地域が停電していることを手のひらに書いて教えてくれました。そして、役場や地域の在宅介護支援センターに連絡をしてくれました。近所の民生委員さんもお巡りさんと一緒に連絡してくれていました。しばらくすると役場の職員さんと手話のできる在宅介護支援センターの職員さんが来てくれて一緒に相談しました。そして近くの老人ホームに避難することに決めました。みんながすぐに駆けつけてくれたので安心できました。

太田さんが無事に避難できたことは、日ごろからの地域での支えあい、ネットワークの大切さを私たちに教えてくれました。小巻さんは言います、もし地震が来たら私たち聴覚障害者はどのように情報を得て避難することができるのかと。私たちは今回の台風被害から学んだことを活かして災害に強い街づくりに努めていかなければなりません。

聴覚障害者協会 与謝支部

体験事例③

新潟県三条市における水害調査報告

特定非営利活動法人 CS 障害者放送統一機構

平成16年7月13日から18日の間にかけて、新潟県、福島県、福井県が活発な梅雨前線による激しい豪雨に見舞われた。CS障害者放送統一機構では、災害時における聴覚障害者への支援のあり方を検討するため、聴覚障害者緊急災害情報保障調査の一環として聴覚障害者への被害が大きかった新潟県三条市で聞き取り調査を行った。(数字は当時のものです)

調査者 柴田浩志、河上和宏

調査日時 平成16年8月6日(金)～7日(土)

1 新潟県聴覚障害者情報提供施設における聞き取り

聴覚障害者の社会参加をはかる拠点施設として全国で28カ所に聴覚障害者情報提供施設が設置されている。緊急災害時において聴覚障害者情報提供施設はどのような役割を果たすべきか等について徳田昭彦施設長に伺った。

(1) 災害時における聴覚障害者情報提供施設の役割

災害への対応は第一義的には市町村が行うべきで、聴覚障害者等は災害時対応において見落とされがちであることから、災害対応のネットワークシステムの中に当事者団体や情報提供施設等の福祉的機能を組み込んでおくことが重要である。

そのため施設としては日常的に聴覚障害者問題の啓発を行うこと、自治体としては市町村障害者計画に災害時における障害者対応を位置づけ、それぞれの自治体の枠を越えた広域的、横断的な対応等、実行性のあるものとすべきである。また河川、豪雪など災害時の対応マニュアルにも障害者対応を組み込んでおく必要がある。

(2) 施設間連携について

聴覚障害者情報提供施設の全国組織である全国聴覚障害者情報提供施設協議会が、災害発生に際し、全国的な支援体制を構築することは重要である。たとえば、消防は今回の水害で関東一円からゴムボートや救援物資を持って支援に来ている。情報提供施設の場合、各施設における職員数が少ないことから、被災地で支援活動を行うには被災地施設以外からの人材確保が大切なポイントとなる。被災地においても施設や関係団体が個々に支援活動を行うのではなく、当事者団体や手話通訳者、要約筆記者の団体等が連携して支援活動を行うことが大切である。その際、情報を集約する本部機能の役割が重要となる。

(3) 災害支援のあり方

聴覚障害の当事者団体が聴覚障害者協会、難聴者協会と別れていることから、各団体に限定した対策を求めがちだが、行政側からの聴覚障害者への対応が分散しないよう、全ての聴覚障害者

を対象とした支援という観点が大切だと考える。今回の災害では難聴者や要約筆記者の状況が把握できていなかった。

2 新潟県聴覚障害者協会からの聞き取り

聴覚障害の当事者団体である新潟県聴覚障害者協会の勝本卓会長と渡辺正事務局長に支援活動の状況について伺った。

7月13日夕方の災害発生にともない、新潟県聴覚障害者協会では、手話サークル、手話通訳問題研究会と連携して、勝本会長を本部長とした支援対策本部を、7月15日に立ち上げた。対策本部はただちに、災害地に住む聴覚障害者、関係者の安否確認、支援ボランティアの募集、支援カンパ活動、行政への要望に取り組んだ。



決壊した五十嵐川（7月13日）

支援対策本部から手話通訳派遣の必要性を被災地である三条市の聴覚障害者に打診したが、派遣の要請はなかった。この点では、コミュニケーション支援について、対策本部と被災地の聴覚障害者との間に、意識の上でギャップがあったように思う。聴覚障害者協会会員の被災状況は三条市手話サークルの会長が携帯メールで全て把握されており、そこから情報をいただいた。

CS障害者放送「目で聴くテレビ」の放送により、新潟県下で何が起きているか、いち早く全国の聴覚障害者、関係者に知らせることができて良かった。現在、新潟県内では60世帯の聴覚障害者の家庭に「アイ・ドラゴンⅡ」が設置されている。聴覚障害者の各家庭に設置された聴覚障害者情報受信装置「アイ・ドラゴンⅡ」に接続された非常ランプが緊急放送の開始前に光ることは大変効果的だが、光ってから放送が開始されるまでの時間が長い。また緊急放送番組では、道路状況や避難所情報などの一般情報をもっと取り上げた方がよいと思う。

3 被災された聴覚障害者からの聞き取り

2日間で10軒の聴覚障害者世帯を訪問し、手話を用いて、緊急時における情報保障の問題について伺った。

● Aさん 60才 1人暮らし。13日午後4時頃から水がつきだし、慌ててファックスやテレビ等の電気製品や家財を自宅2階に上げたが、瞬く間に1階が腰の辺りまで水が上がり、夜は2階に避難した。夜中や明け方に隣近所と2階の窓から身振りで会話し、14日早朝に隣の人と一緒に自衛隊のボートで避難所に避難した。1つ目、2つ目の避難所は満杯で3つ目の避難所にやっと入れたが、携帯電話を持っていないためメールができず、また避難所に臨時ファックスの設置もなかったため県聴覚障害者協会（対策本部）と3日間連絡がとれなかった。

● Bさん 58才 自宅は堤防決壊現場のすぐ近くにある。13日午後2時ごろ、早めに仕事を切り上げ、帰宅する途中にワゴン車が交通渋滞に巻き込まれ動けなくなった。3時過ぎから車が水に浸かり、どんどん浸水してきた。携帯電話だけを持ってワゴン車の屋根に上がり、一晩過ごした。その間119番に救援要請したが、会話が通じず断念した。雨が降り続くなか、携帯電話を拭きながら、自宅の息子とメールで無事を確認し合ったことが、不安な心の唯一の支えとなった。14日朝、ようやく救助され、避難所に入り、その日の午後自宅に帰った。

● Cさん 72才 1人暮らしで日頃から隣に住む女性の世話になっている。13日も女性に連れられて避難所に避難した。避難所でのコミュニケーションもこの女性のお世話になっている。まだほとんど家の中の整理がついていない。13日午後3時頃、役場からファックスで避難勧告の連絡を受けたが、意味がわからなかった。

訪問した聴覚障害者から聴取したおもな特徴は次の通りである。

- (1) 避難勧告のファックスを受信した世帯は10軒中3軒。1軒は午後2時48分に受信したが、水が流れてきているわけでもなく、浸水の兆候は見えなかったため、勧告がぴんとはなかったとのこと。1軒はCさんで、意味が理解できなかった。避難勧告などの緊急時の連絡は文章のみでなく、絵やマークなども用い、理解しやすくする工夫が必要ではないかと思われた。
- (2) 今後どのような対策が必要か、聴覚障害者の方々に質問したところ、3人の方から障害者放送「目で聴くテレビ」が見られれば安心なので、受信機「アイ・ドラゴンⅡ」を申請したいとの意向が出された。特に緊急時を知らせる光警報機があるのがよいとのことであった。
- (3) 字幕つきテレビを見ている人は1人、携帯電話を持っている人は6人だった。今回の災害では携帯電話を持っていた方すべてが「メール機能は命綱だった」という。また災害情報については、「家の周囲で人が慌ただしく動くなど、周囲の変化により察知した」とか、「隣近所、知人、友人に知らせてもらった」など、人を介しての情報入手が多かった。

4 三条市手話サークルの方々からの聞き取り

手話サークル会員は聴覚障害者の良き理解者であり、地域の聴覚障害者と日常的に交流している団体である。三条市にも手話サークルが結成されており、今回サークル会員の方々にお集まりいただきお話を伺った。

三条市サークルの会員にも被災された方がおられる。サークルでは会長を中心に、聴覚障害者の安否確認をいち早く取り組んだ。しかし聴覚障害者の1名はインターネットで公開されていた避難所名簿にも名前が無く、携帯も持っていないため3日間安否がつかめなかった。



翌日の三条市内（7月14日）

ようやく全員の無事を確認し喜んでいる。サー

クルでは被災者宅を2人1組で訪問し実態調査を行い、近く行政に調査まとめを提出する予定である。被災した聴覚障害者の中には支援が必要と思うのに遠慮のためか、具体的な要望が聞かれなかった方もおられた。

*写真2点は三条ろうあ福祉協会の丸山貞男さん撮影

5 三条市広報室長からの聞き取り

三条市の災害情報発信と支援の状況について、市広報室長に伺った。

三条市防災計画には「障害者、高齢者に配慮する」と明記されており、今回の水害の際には障害者に、①広報車による広報、②自治会長による呼びかけ、③地域FM放送による呼びかけ、④ファックスによる広報、の4つを行った。また避難所に対しては視覚障害者や聴覚障害者の把握をお願いした。

結果として、情報伝達や避難所での対応において、障害者に配慮できていない状況があったのは事実。避難勧告については、午前10時30分頃から指定エリアを徐々に拡大して行ったが、これまでの経験を越えた災害であったため、市民の中には「まだこれくらいは大丈夫」と思い、避難しない人もいた。行政としても防災計画はあるが手順書がない状態で、今後、障害者も交えて避難マニュアルの作成を急ぎたい。

NHKが字幕を付けて放送したが、停電によりテレビ、ラジオ、ファックスが使えなかった。情報提供には様々な方法を用いた対応が必要だ。情報提供の方法として視覚障害者は携帯ラジオがよいかと思うが、聴覚障害者の場合どのような方法がよいのか、よい方法があれば教えてほしい。

6 全国手話通訳問題研究会新潟支部の聞き取り

手話通訳の研究団体として全国手話通訳問題研究会が結成されており、全都道府県に支部が結成されている。新潟支部の長谷川支部長にお話を伺った。

被災地から手話通訳のニーズが出てこなかったのは、人と人とのつながりが作れていなかったり、日頃の手話通訳派遣の範囲が限定されていたり、派遣数が少ないためではないかと考えられる。今回は三条市の手話サークル会長が、現地対策本部の役を一手に担われ大変だった。全て連絡は携帯で行っており、携帯がなかったらどうしようもない状況があった。携帯メールの有効性を強く感じた。

情報提供施設は日頃から聴覚障害者支援の人的ネットワークを構築するため、手話通訳者や要約筆記者の養成、派遣をしていることが大切ではないか。こうした日常的な活動があつて、初めて災害時にもネットワークが機能すると思う。

7 調査を終えて

(1) 今回の災害では障害者放送の受信機、携帯電話、ファックスといった情報通信機器が使えた人と使えなかった人との情報格差が顕著に生じていた。障害者放送の受信機「アイ・ドラゴンⅡ」を設置している世帯は県内60世帯であり、これらの世帯では17日からの緊急放送で被災地の被害状況を手話と字幕で知ることができた。被災地の三条市においては「アイ・ドラゴンⅡ」を設置している人はいず、災害情報は専ら携帯電話メールによっている。携帯電話を所持している人は一早く安否の確認ができ、災害復旧についてもお互い連絡を取り合っている。今回ファックスは、ほとんどの家の1階が水に浸かったり、停電したために、一時使用不能となった。利用可能となった後も、多くは直接人を介して情報を得ていた。とりわけCさんの様な1人暮らしで情報機器の使用が困難な人には、特別な支援が必要だと思われた。

(2) 災害時における聴覚障害者への支援は、聴覚障害者協会や手話サークルなどの人的ネットワークと、情報機器を活用した情報提供の2つが相互に連動して行われることが大切であると感じた。とりわけ人的支援においては聴覚障害者が孤立せぬよう、当事者団体やボランティア団体などが日頃から会員同士の交流を深めていることが大切だと感じた。そうしてこそ、緊急時における情報提供、安否確認、避難所での支援、災害復旧に向けた支援など、支援活動の各ステージにおいて、被災者のニーズに応じた支援活動ができると思われた。

(3) 聴覚障害者情報提供施設では日頃の情報発信とともに、人的ネットワークの構築が重要な機能である。全国28カ所の情報提供施設の全てが手話通訳や要約筆記の派遣事業を行っている状況になく、派遣事業は市町村が行っている県もあることから、日頃から聴覚障害者情報提供施設と市町村が連携をとる必要がある。

体験事例④

聴覚障害者緊急災害情報保障調査・訓練委員会（2004年9月15日）での
新潟水害に関する新潟県聴覚障害者協会会長・勝本卓氏の報告（要旨）

水害が起こったのは7月13日。五十嵐川が決壊した。

新潟市からは30*離れていて状況がわからず、FAXも通じなかった。会員に携帯メールを送り被害の状況が少しずつわかってきたが、全容がつかめない。

翌日、手話通訳問題研究会の会長と相談し、全通研会員からも情報を集めた。2日後、協会事務局長が現地に行き、ようやく被害状況がわかった。三条市では、16世帯のろうあ者世帯が床上浸水するなど、ひどい状況だった。

日本聴力障害新聞やCS障害者放送統一機構からも状況の問い合わせがあったが、協会事務局だけでは対応ができず、新潟県聴覚障害者情報センター（聴覚障害者情報提供施設）にも情報収集や連絡の協力をお願いした。協会会員の安否確認を進めながら、19日に、協会、情報提供施設、全通研、手話サークル連絡会の4者で対策本部を設置した。

三条市のろうあ協会会長は3日間行方がわからなかった。彼は避難が遅れ、避難所がいっぱいで各所を転々とし、3番目の避難所によりやく落ち着いたようだ。避難所には手話通訳者もいず、FAXもないので、連絡が取れなかった。

会員被災者の状況を調べた結果、行政が避難勧告を出していたことを知らない会員がいた。水がものすごい勢いであふれてくるが、自分ではどこへ行けばいいのかわからない、どこになが書いてあるのかもわからない。

今回の経験から、行政に対する要望として、聴覚障害者への情報提供の工夫が必要だと思った。避難勧告を出す前の段階で、注意を呼びかける福祉的な連絡も必要なのではないか。三条市は聴覚障害者に対し、避難勧告のFAXを送信したが、すでに水があふれて、FAXを2階に移動させたり、停電したりで、受信できた人は少なかった。FAXは着信したが、文面が難しくて内容がわからず、そのまま家にいたというろうあ者もいた。

また、地域で日常的にろうあ者を把握し、災害時には、民生委員や町内の担当者から連絡をするなどのルートをつくることも検討してほしい。

今回の災害では、携帯電話メールが役立った。ろうあ者に使いやすい携帯電話を作してほしい。

災害時の情報提供施設の機能についても考えてほしい。協会と情報提供施設が連携し、協会会員以外の聴覚障害者も含めた連絡をとるなどの役割を担ってほしい。

避難所では聴覚障害者への援助が後回しになっている。情報を保障するためにも避難所に聴覚障害者情報受信装置「アイ・ドラゴンⅡ」を設置してほしい。連絡手段としてのFAXは当然だ。

体験事例⑤

災害時の情報保障・「何が必要か」～新潟県中越地震の経験より

新潟県中途失聴・難聴者協会

前会長 菊地栄治さん

聴覚障害者には災害発生直後の情報収集が最大の課題です。

◎ 地震災害では、発生から3日間がもっとも情報が必要な時間であることです。揺れと同時に総てのライフラインが途絶え、地域の住民全員が同じ状況に追い込まれ、音声言語が情報伝達の唯一の手段になります。さらに中越地震のように山村の、どちらかという過疎地で手話・要約筆記通訳者がほとんどいない所では、聴覚障害者にとってまさに情報地獄です。普段から地域で「聞こえないこと」の暮らし方を考える必要があります。

◎ 地震発生直後、全難聴・全要研が「耳マーク」「メモ帳」等を持って被災地入りしました。A4判大の「耳マーク」を各避難所に張り出し、「筆記通訳」を訴えたことは聴覚障害者、特に高齢難聴者には心強かったと聞きました。「書いて伝える」必要性を訴えたい。

◎ 被災地近隣の手話・要約筆記者がサークルとして本格的な活動を開始できたのは、発生2～3日後ぐらいでしょうか。手話・要約筆記サークルを全市町村に組織する必要があることを痛感しました。

◎ 避難所生活をしている聴覚障害者・難聴者への有効な情報保障手段として「見えるラジオ」があります。あらかじめ避難所に指定されている公的施設には「アイ・ドラゴン」(CS放送)など、情報保障機器の設置を義務づけることが必要ではないでしょうか。

(新潟県聴覚障害者災害対策本部「聴覚障害者救援活動の記録」より)

聴覚障害者は人と会うときのあらゆる場面で常に困っています。(聴覚障害者「自立支援法」対策中央本部編集パンフから転載)

わかりにくい 難聴者の特徴	そのため災害時に困ること	日ごろ備えておくべきこと	周囲の人や自治会、自治体に配慮してほしいこと
難聴者は第三者から見て、困りがわりがわりににくい	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生から3日間が最も情報が必要だが、すべてのライフラインが途絶え、住民全員が同じ窮地に追い込まれ、音声言語が情報伝達の唯一の手段となり、そのとき聴覚障害者は特に苦境に陥る。 支援者、被支援者の識別が困難。 難聴者であることが識別できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援者の識別表示(防止、ジャンパー等) 難聴者は耳マークで表示 公共施設への耳マーク設置 聴覚障害者を理解する教育 地域での避難マニュアルの作成 会話伝達用具の集積 	<ul style="list-style-type: none"> 耳マークを避難用品として備える。 物資、食糧等の配給は聴覚障害者用、別ルートが望ましい。 周囲の人は身振り手振りでもかまわないから聴覚障害者へ情報を伝えてほしい。 夜や暗いところでも分る筆談機がほしい。(ルミバット) 電光掲示のような大きな文字表示板 避難所、対策本部に以下のような張り紙をする。「耳が聞えない人はいますか(聞えない人への指示)」 「手話通訳が必要な人はいますか」 「聞えない人の安否を教えてください(住所、氏名)」 「聴覚障害者用対策本部の設置場所の明示」 あらゆる生活情報、水道、ガス、トイレなどの利用 電池、携帯充電器、予備補聴器、文字ラジオ、「アイドラゴン」付テレビ、通訳用ノートパソコン、磁気テープなどの機器、器材集積 町村にも手話通訳者・要約筆記者サークルがほしい 不足分の手話通訳者・要約筆記者を近隣から補充するためのマニュアル
健聴者と聴覚障害者は一緒に行動するのが難しい	<ul style="list-style-type: none"> 避難所で放送が聞えない、指示が出ても動けない。間に合わないため物資、食糧の配給を受けられない。受けられなくても空腹に耐えている人もいた。 手話通訳者、要約筆記者は24時間付きつきりとはいかない。 FAX、メール、文字情報ラジオ、テレビなどが使えない。 聴覚障害者の安否の把握が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地情報集積拠点を何か所か決めておく。 あらゆる情報手段を用意する 聴覚障害者の連絡ネットワーク 伝達訓練の実施 	

聴覚障害者が困ること

わかりにくい 難聴者の特徴	そのため災害時に困ること	日ごろ備えておくべきこと	周囲の人や自治会、自治体に配慮してほしいこと
健聴者は聞こえないので、聴覚障害者の気持ちは理解しにくい	<ul style="list-style-type: none"> 身振り手振りで分かると思われがち。 伝達もれが生ずる。 手話通訳者や要約筆記者の配置に限界があり、配置されない避難所が生ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 近所付合いが大切 地域避難マニュアルの作成 聴覚障害者用避難所、対策本部が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 地域避難マニュアルの作成 聴覚障害者用避難所、対策本部が必要
話し掛けられなくてもわからず、健聴者を避ける内向的傾向になりがちで、必要な情報が入りにくい	<ul style="list-style-type: none"> 家財道具の整理ができない。 災害発生時の恐怖や先々の心配でストレスが溜まり体調を崩しやすい。 聴覚障害者は人に頼むことが苦手。 	<ul style="list-style-type: none"> 近所付合いが大切 地域避難マニュアルの作成 聴覚障害者用避難所、対策本部が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者用対策本部からのボランティア派遣 避難所での聴覚障害者の名簿の張り出し 心のケア
聞こえないことで聴覚障害者の人格が誤解されやすい	<ul style="list-style-type: none"> 話しの顛倒(そこ)から健聴者はイライラするので、聞こえないことで人格を云々されやすく、難聴者は怒られやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 近所付合いが大切 地域避難マニュアルの作成 聴覚障害者用避難所、対策本部が必要 初期の避難所等はその中の助け合いが必要、長期の避難所は障害者別の避難所が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 地域避難マニュアルの作成 聴覚障害者用避難所、対策本部が必要 初期の避難所等はその中の助け合いが必要、長期の避難所は障害者別の避難所が必要

- 家庭で …… ・訪問者がわからない ・電話が使えない ・テレビの内容がわからない ・緊急時の対応ができない(天災時や急病など)
- 地域で …… ・地域とのコミュニケーションが不足しトラブルを招きやすい ・行事に参加しづらい ・自治会の役員ができない
- 学校で …… ・授業がわからない ・友だちやクラスの中で孤立する ・保護者参観日・懇談会に参加しにくい
- 職場で …… ・同僚とのコミュニケーションが不足する ・上司の指示が伝わらずトラブルの原因になる ・研修や会議の味がわからない

聴覚障害者 災害対策マニュアル

～ 災害対策本部の活動と訓練 ～

独立行政法人 福祉医療機構(高齢者・障害者福祉基金)助成事業

発行日 2007年3月1日

企画・編集・発行 聴覚障害者災害対策マニュアル制作委員会
特定非営利活動法人 CS障害者放送統一機構
〒530-0044
大阪市北区東天満2-7-12 スターポート
TEL 06-6242-6501 FAX 06-6242-6502
イラスト 寺口陽子

●本書の一部または全部を無断で複製(コピー)することは、著作者および発行者の権利の侵害になります。必要な場合は事前に特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構あてに許諾を求めてください。